

第22回  
旧町時代における  
未処理金調査特別委員会

令和2年3月25日

葛城市議会



開 会 午後1時30分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

3月定例会、あすが最終日、その途中に開かせていただきました調査特別委員会、全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。ちょっと外を見てみるとですね、本当にいいお天気に、季節になってまいりました。本来であれば選抜高校野球に花が咲くころかなど。本来されておればですね、葛城市出身の生徒も、奈良県外ですけども、甲子園で活躍をしていたと、葛城市民も応援していたのかなというふうに考えると、非常に残念やなというふうに思います。こういったコロナウイルスの毎日毎日ニュースに出てくる件ですね、早く終息してもらおうということを、皆さん方と一緒にお願いをしたいと思います。

葛城市の調査、この委員会でもございますこの問題、これにつきましても、いつも申し上げてますようにですね、皆さん方は真剣に熱心にご審議を、また調査をいただきましてですね、早くこれも一緒に収束、結論を導きたいと考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

委員外議員さんをご紹介します。増田議員でございます。奥本議員です。発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりません。携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件、旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項及び旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項を議題といたします。

本日は、調査案件に関して、説明事項として、葛城市が未処理金を歳計外会計として保管するに至った経緯と法的根拠に関する事項と、平成30年5月7日付、農林課職員から契約書発見に関する報告書に関する事項についてを、松山副市長に、本日は説明員としてご出席をいただいております。

ここで、説明員に対する質問の方法についてお諮りいたします。

これまで実施してきた協議会におきまして、委員各位から出されました質問事項を取りまとめさせていただいております。それらの質問については、委員長から総括質問としてお尋ねをさせていただき、その後、後から、各委員さんからの補足質問を許可いたしたいと思いますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

それでは、松山副市長さん、本当にご苦労さまでございます。松山副市長への質問に入り

ます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、副市長にお尋ねをいたします。

まず、葛城市が未処理金を歳計外会計として保管するに至った経緯に関して、まずその発端という部分についてお尋ねいたします。こういった類の部分についてお尋ねしますので、個々にお尋ねをいたします。

あなたは、現在、旧新庄町時代につくられたとされる約1億8,000万円のお金を葛城市が保管をしていることは知っておられますね。

**松山副市長** 委員長、すいません。発言はこのままでよろしいのでしょうか。

**藤井本委員長** そうですね。そのまま結構でございます。

**松山副市長** ご答弁を申し上げる前に、一言申し上げたいことがございますが、許可していただけますか。

**藤井本委員長** 許可いたします。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ただいま委員長から許可をいただきましたので、今回の調査を進めていただくに当たりまして、私の方からお願いをしたい項目について申入れをさせていただきたいと存じます。

まずは、もう先ほどから丁寧に委員長の方からご説明いただいておりますように、本日、私は説明員として出席をさせていただいております。これは、令和2年3月4日付の下村議長名での出席要請に基づくものでございます。その出席要請の文書によりますと、本日の説明事項は2点でございます。

1点目、これは委員長が先ほどお述べになりましたが、葛城市が未処理金を歳計外会計という表現をしておりますが、こんな会計はございませんので、歳計外現金でございます。歳計外現金として保管するに至った経緯と法的根拠ということでございますが、これにつきましては、令和元年6月の西井議員からの一般質問で私が答弁を差し上げております。また、令和2年1月31日、百条委員会におきまして、これは、市長に対しては証人尋問であります。証人尋問でもこのことについては調査をされているところでございます。

そして、また2点目でございます。平成30年5月7日付、農林課職員からの契約書発見に関する報告に関する事項ということでございます。平成30年6月19日、この件につきましては、これは、当百条委員会の協議会、これは事前に連絡も何もなかったわけではございますが、協議会の最中、これ、6月議会の途中でございましたので、多分答弁の打合せなどで庁内にいたと思いますが、このときに、いるのなら出席してほしいということで要請を受けまして、急遽私が、何のことかわからずに突然呼び出され、出席をした中でですね、当時の委員構成での百条委員会の委員の皆様から、いろんな質問をいただきました。西川委員をはじめ、いろんな方から質問をいただきまして、それぞれ説明をさせていただきました後に、西川委員の方からは、「これ以上はもう言いません。未処理金の調査の一環として百条委員会で調査すべきであり、芝課長を呼んで聞いたらいいいじゃないか。」といったことを発言していただいたと思います。これは、非常にそういった経緯もあって、その件については、そ

の箇所については、私、記憶が残ってございます。

以上のように、それぞれの案件につきまして、既にご説明をしているということを踏まえて、その上で、さらに、この委員会に私の出席を求め、説明を求めるからには、その部分につきましては、どの箇所がご不明であるかということ、はっきりと委員会でも示していただきながら進めていただきたいと願っております。

これまで証人として出席なさった方たち、これは証人尋問の中ですね、それこそ、震える手で署名をされながら、宣誓をされて、証明なさった方たちも、証言なさった方たちも多数いらっしゃいますが、大変なプレッシャーを受けながら、この百条委員会に呼ばれて、出席をして発言をなさっていると思います。それにつきましては、本日、私も大変なプレッシャーを感じているということは同様でございます。本日は尋問ではないということを十分に踏まえていただきました上で、また特別委員会の調査事項であります旨をわかりやすくお示しをいただきました上で議事を進めていただきますように、藤井本委員長には切にお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

それでは、よろしくお願いたします。

**藤井本委員長** 今、松山副市長の方から、要望ということで承りたいと思います。確かに部分的なところで言いますと、百条委員会でもですね、答弁をしているというお話がございました。一般質問というのと、今回はですね、百条委員会、調査特別委員会の中で説明員さんとしてですね、正式に証言を、説明を求めたいと、このように思っております。まだ質問に入っておりませんので、今おっしゃったこと、これは踏まえておきますが、まだ質問に入っていない段階でございますので、その質問ごとにですね、その辺の趣旨をまたお述べください。

**松山副市長** はい。

**藤井本委員長** それではですね、質問に入らせていただきます。

先ほど申し上げた、途中でとまりましたけども、いわゆる預かった部分の発端というくくりの中でお尋ねをいたします。

あなたは、現在、旧新庄町時代につくられたとされる約1億8,000万円のお金を葛城市が保管しているということは知っておられますね。

**松山副市長** はい、存じております。

**藤井本委員長** これからこのお金を未処理金というふうに申し上げますが、あなたがこの未処理金の存在を初めて知ったのはいつですか。

**松山副市長** 明確には記憶をしておりませんが、残ってる書類等からしますとですね、平成30年1月30日に、すいません。1月の17日ですね。平成30年1月の17日に、これは、吉川義彦氏、これは旧新庄町の町長でありまして、元葛城市長であります吉川義彦氏が市役所に来庁されて、未処理金の存在について、阿古市長にそのことを説明されて、預かってほしいという申入れがあったようでございます。それに対して、市長の方が、とりあえず考えたいということで、仮に預かったといった処理をしておりますが、その段階で市長から何らかの概要についてお聞きをしたのではないかと。かなり時間がたっておりますので、記憶は曖昧ですが、そうであったかと思っております。

**藤井本委員長** 1月17日に吉川氏が阿古市長と会われたと。それで、その結果、阿古市長から松山副市長に、この時点では、いわゆる報告があったという意味合いでいいですか。

**松山副市長** 申入れをなされた。

**藤井本委員長** 申入れがあったという報告があったと。

**松山副市長** 詳しくは覚えていないんですが、その前後で市長から、こういった相談があったということについては聞いていると思います。

**藤井本委員長** 吉川氏から阿古市長に相談があったということ、この時点で知ったと、聞いたということですね。

**松山副市長** 時点は特定できませんが、17日。

**藤井本委員長** ごろですね。わかりました。

次に、未処理金の受入れの意思決定についてお尋ねをいたします。

あなたは阿古市長から、未処理金をどのように扱うのがベストなのか、そういったことを、そのようなことをですね、調査検討するよう指示を受けましたか。

**松山副市長** 何度か断片的にこのことについては話題にされたように思います。最終的には、これはもう調査しておられると思いますけども、平成30年1月の30日に、市長の判断により、未処理金に係るこの吉川氏からの申入れ文書、これは、調査委員会の方でお持ちだと思っておりますけども、これを正式に受理することを決定いたしました。

**藤井本委員長** 今ですね、質問とですね、お答えをいただいた。正確なお答えをいただいているとは思いますが、もう一度確認させてもらいたいと。

質問は、阿古市長から、もう一度申し上げますけども、調査検討するような、するよう指示を受けましたかと、こう質問したんですけども、1月30日ごろ、市長の判断により受け入れると、こう今ご答弁をいただいております。ここに少しですね、いわゆる質問と答弁がちよっと違うんですけども、調査せえと、調査してくれと、検討してくれと、やることの指示を受けたのかと、こういう質問でございますので、もう一度お答えください。

**松山副市長** 冒頭も委員長の方から、包括的に、総括的に聞くということも言っていたので、ある程度私の方でも、質問の趣旨をしんしゃくをしながらお答えをしたいと思います。

まずは、私も副市長という立場でありますので、一方通行で命じられて、一旦部屋に戻って、時間をたてて、また返すっていうふうなやりとりを、もちろんそういう場合もございしますが、大抵の場合は、正式に時間をとる、とらないは別にしてですね、一対一なり、複数の中で、市長室等でいろんな話を、いわゆるキャッチボールというか、話合いをしながらやるわけですので、そういった意味では、委員長ご質問いただきました形で、明確に、明快にですね、その案件を明示をした上で、この部分について説明しなさい、あるいは検討しなさいということではなかったと思います。ただ、先ほど申し上げたように、一番最初の取っかかりは、1月の17日に、一旦、これ、当時も文書であったように記憶しております。このような申入れを聞いてるんですけども、どうしようかということにつきましては、1月17日から1月の30日、これは、正式に申入れの文書を受理しておりますから、それまでの間に、市長とこのことについていろんな意見交換をいたしました。これは本当記憶が曖昧なんです

けども、多分1月30日だったかと思うんですけど、市長が吉川氏とお会いになるときに、一緒に同席をしたことも1度はございました。ただですね、そういった意味におきましては、市長は吉川氏と面談なさってる。顔を見て、その目を見て、吉川氏の雰囲気も察しながら、最終的にその申入れの文書を、お預かりというか、受け入れようと。申入れの文書の中にはですね、とりあえずは市でこのお金を預かってほしいということが書いてあったわけですけども、それを受け入れようという判断を最終的にはなさった。これは、直接吉川氏とやりとりをして、その結果、阿古市長が、これは推測ではありますが、吉川氏と直接お会いする、その2人の関係性の中で、吉川氏のおっしゃってることが真実であろうと、受け入れるべきという判断をなさったのではないかと思いますので、そういった意味では、市長の判断によりという先ほどの私のご説明になります。

加えて申し上げますと、市長、民間の経理がお詳しいので、そういった意味では、民間に当たるところの仮受金のような形で受け入れられないのかというふうなことをおっしゃいましたので、それにつきましては、今回、事前に説明事項としてお示しをさせていただいてますようなことの中でですね、歳計外現金という形で受け入れるという形についても、違法とは言えないですねというふうなことを最終的には、それは私だけではなくてですね、持ち帰って、担当の課とも相談をしながら、その中で、私、直接ではありませんけども、担当課員を経由して市の顧問弁護士にも確認をしていただきながら、先ほど申しあげましたように、違法とは言えないという判断の中で、歳計外現金として預かりましょうと。そういった一連の判断をしたということでございまして、1回に集中的に、それこそ項目を明示してですね、しっかり集中審議したよというようなことではなかったように思います。何回かのやりとりの中で、まとめて申し上げますと、私が今説明したようなやりとりを踏まえて、最終的には、私の意見も聞きながら、市長がお決めになったと。そういった経過であったように記憶をしております。

**藤井本委員長** 本当にご丁寧にお答えをいただいて、ありがとうございます。一連としてお答えをいただいておりますので、ちょっと重なる質問が出てこようかと思います。確認としてお尋ねをいたします。

市長から相談を受けた、話合いがあった。今、違法ではないよというお答えをしたところまで先に言ってもらったわけなんですけども、途中でですね、もう少し詳しく聞いておきたいのはですね、相談を受けましたと。そのときに、市長は、事務方と相談をしたというご証言をされてるわけですね。事務方とは、副市長も含んでということで理解をしながら、本日説明をいただいておりますけども、副市長以外に、課員というお話も今出てまいりました。具体的なところでですね、どなたと相談されたか。もう一度ですけども、どなたと相談をされたのかと。

**松山副市長** そこは本当に個別の案件で、一方通行で、誰と誰が相談して、また持ち帰ったということであったかどうかというのは、本当に通常の業務の、いろいろ人が動きながらの中での話ですので、そこは、もうそういうことであると。したがって、ある一件について私が承って、キャッチをして、それを持ち帰って、一対一の関係でやったのか、3人、4人が集

まってやったのかっていうのは、いろんなパターンがあったと。それについて、時間もたっておりますので、克明には思い出せませんから、そのあたりの状況はご理解賜りたいと思いますが、総括的に申し上げますと、私とともにですね、当時の企画部長であった飯島企画部長であるとか、今も現任でおりますけども、企画政策課の高垣課長、この2人は、私とともに、この案件についてはですね、同時に市長室に同席したかどうか、申しわけありませんけど、もう記憶が曖昧ですので、不正確なことは申し上げられませんが、私とともに検討する中で、一連のこの案件については一緒に加わっていただいております。

**藤井本委員長** 先ほどお話の中でですね、一連の話ということで出てまいりましたけども、弁護士さんとも相談をしたというお話もですね、説明の中にごさいました。これは、副市長から弁護士さんにご依頼をされたということでしょうか。

**松山副市長** 顧問弁護士にですね、川崎弁護士の方に、これは、私から直接ではなく、このような解釈で大丈夫かということを確認をしてほしいということ、高垣課長に依頼をしてましたので、高垣課長の方から、多分電話で問い合わせてるはずですね、詳細が、どのような言い方をして、どのような説明でお返事をいただいたのかまでは、私自身は、その詳細、個別具体的には申し上げられないんですけども、解釈について確認をいたしました。それは違法とは言えないと。

**藤井本委員長** 先ほどから何遍も出てまいりました。違法とは言えないということを確認をしたと。それを高垣課長がしたということによろしいですか。

**松山副市長** そのように記憶をしております。

**藤井本委員長** 今ですとですね、お名前、職員さん、飯島部長、高垣課長等の名前も出てまいりました。副市長とともに相談をした。その相談の仕方っていうのは、市長がいう事務方と、こういうふうにくくりでおっしゃってるわけですけども、我々からするとですね、会議のようなものをされたのか、どういう形でされたのかわからないわけですね。そういった相談をしてる、いわゆる会議をすれば、会議録とかですね、相談の記録、このようなものっていうのは、存在、残っているでしょうか。

**松山副市長** 既に申し上げたとおりで、行政というのは動いているものでありまして、全ての、その地点、地点で話していることを全て文章化をするということではございませんし、もちろん指示を受けて回答をしてというのが連続しているわけですから、そういったものであるということはまずご理解をいただきたいと思えます。その上で、少なくとも私が保管をしている、あるいは私が作成をした中で、このようなやりとりを記録に残しているっていうものはございません。私の記憶で申し上げます。

**藤井本委員長** わかりました。お話をされてる会議録というんですか、そういうことは作成をされていないと、こういうことではございますけども、一連の流れということ、先ほどから副市長はご丁寧にお答えをいただいている。この未処理金というのを最終的には受け入れたわけですね。この判断に至った理由、今おっしゃったように、違法ではないということも弁護士さんにも尋ねましたよとおっしゃったわけですけども、そういった本当の会議録ではなく、この経緯について等をですね、判断に至ったこの理由、そういったものを記録した何かの文



書、会議録ではなくですね、いわゆる流れですね、そういったものもございませんでしょうか。

**松山副市長** 先ほど正確に申し上げたと思いますが、私は確認をしておりません。

**藤井本委員長** それではですね、1つ目の件ですね。この1件目について補足質問に移らせていただきます。

各委員の皆様方からのご質問ございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** 副市長、ご丁寧にありがとうございます。ちょっと僕の捉え方が悪いのか、ちょっとわかんないですけど、僕は、前の市長のお話聞いてて、こういう問題なんで、僕個人的にはですよ、事務方と集まって会議をして決定したって受けとめたんですけど、確認なんですけど、そういったことじゃなくて、ほかの業務に加えてやった上で、それ専門の会議というか、話し合いってというのは、一度もなかったってことでよろしいですか。ちょっと確認で、もう一回ちょっと、僕の捉え方が悪いような気がするんですけども、前の市長の答弁では、僕はそう感じたんですけど、今の副市長の感じでは、何かそうでもないような感じしたんですけど、その辺ちょっと、もう1回だけお願いできますか。

**松山副市長** まずもって、冒頭にも私お願いを申し上げましたが、この件につきましては、そもそも、当該金員1億8,000万円余の金員が、市の公金でなければ、そもそも調査をなさる意味がないですよ、ポケットマネーか何かであれば、といった意味で、わざわざ百条委員会をつくって調査いただいと。その中でですね、今、杉本委員の方からご質問いただきましたけど、集まってやったか、やってないかとかってところが、今後、それがこの百条委員会の調査に対してどのような意味を持つのか。これは、全く別の意図で質問されているのであれば、これにお答えする必要はないんじゃないかと存じます。

先ほど申し上げましたとおり、もう時間もたっておりますし、詳細は覚えておりませんが、重要案件について市長が私と相談なさる際に、大抵の場合は、当然のことながら、市のトップですから、ちょっと来てくれへんかということで、何ですかということで市長室へ入る。そのときに、自分だけで足りること、あるいは2人きりで相談しないといけないことは、当然ほかの人は呼びませんけども、いろいろ相談したいときには、じゃあ、関係のありそうな部長とか課長を呼んで、2人、3人で相談をいたします。この相談といいますのは、意思形成過程であります。要は、本当に皆さん普通にやられてるとおり、ああでもない、こうでもないという話をするわけです。それについて、先ほど申し上げたように、正式な形で何々会議と銘打って、事前に、これだけの課題があります、だから皆さん来てくださいよということを、少なくとも市長がそういった仕立てをして、そういった立てつけのもとに会議をなさることは、これはまずありません。行政の事務部門が段取りをして、そういう会議をして、市長に招く場合はありますけども、市長が、ご自身がいろいろと懸案と思われてらるることについて、これどない思うということをおっしゃるときに、そういったことはまずございません。そのときも多分呼ばれて行ったんだらうなと思うんですけど、市長室の中で、私や、先ほど申し上げた職員も交えて、この件について、1回ではなく何回かやりとりがあったよう

には記憶をしておりますが、申し上げましたように、私が自分自身でこのことについてメモを作成したことはございません。したがって、このことについて記録があるかないかにつきましては、私自身は把握をしておりません。そういった状況でございます。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。事の経過についてはよくわかりました。これまでのおおむね語られたことと、特に新しいことがあったわけではないですが、具体的なところではですね、ちょっと新たなことが出てきたかなとは思っております。その中でですね、これは歳計外現金で預かるということについて、阿古市長の方から、要は、仮受金というような形で預かることでへんかという相談の中で、行政上は歳計外現金というものがあるから、そこでどうかという、可能性ですね、それについて副市長の方からご意見があったということで、ただですね、すぐそこで預かるということを経ずに、担当部課で話をし、なおかつ、弁護士の方にも相談をされるということは、この歳計外現金にすぐ預からなかった理由があると思うんです。それは、歳計外現金の性格ということに、性質ですね、ということについての副市長のご理解があったんだろうと思うんですが、そもそもこの歳計外現金について副市長はどのように捉えておられるのか。歳計現金との違いですね。そこで預かるお金の性質の違い、それはどのようにお考えなのか。これは私自身の勉強にもなりますし、この間、私たちもですね、歳計外現金というのはどういうことかということでも議論してきたところですので、ちょっとそこのお考えをお聞かせください。

**松山副市長** 谷原委員から、ご質問といたしますか、きっかけを与えていただきましてありがとうございます。もう少しこの百条委員会の趣旨にそぐうようにですね、当時のやりとりを申し上げますと、当然、市長の方は、いろいろ考えた上で、一旦は資金保全のために、一番確実な資金保全の方法がとれないかということをお考えになったんだと思います。その結果として、これが本当に公金であることが確実であれば、これはいきなり、いわゆる歳入歳出現金です。これは、歳入歳出現金、外がついてない歳入歳出現金になります。これは、まさに今も予算案の審議をさせていただいておりますように、一般会計あるいは特別会計に歳入予算あるいは歳入歳出予算として計上されて、経理をされるべきものであります。ただ、公金の可能性は高いんだけどもということで百条委員会でもご審議いただいているわけですけども、公金であることがまだ断定ができていない段階で、こういった処理をしたらいいのかっていうのが、その当時の論点でありました。

地方自治法、これは、ちょっと法律家というか、弁護士の先生もいらっしゃるんで、あまり知ったかぶりをして曖昧な法律知識は、ひけらかすのはどうかと思いますが、地方自治法、これは、いわゆる公法でなくて民法の特別法であろうかと。要はですね、紛争等があった場合、そのことについてはこうですよという判断基準が書いてある法律であろうかと思っておりますので、地方自治体にとってですね、ありふれた、いっぱい起こることっていうのはちゃんと書いてあるんです。これはこうしなさいと。今回のケースがどうであろうかというときにですね、どの法律が一番関連があらうかということ、それをいろいろと検討したわけでござ

います。今、この委員会ですべて調査をしていただいていますこの案件につきましては、これは、地方自治法の関係の条文でいいますと、第235条の4の第1項、第2項ということになりまして、歳計外現金ってということについて書いてあるわけでございます。これの1項については、これは、もう運用といいますか、要は、ものが公金ですのでね、ひよっとしたら投機的なことをやって増えるかもしれないけど、減るかもしれない。そんな保管してはいけませんよって書いてあるのが、この条文の1項であります。2項につきましては、これは、条文をそのまま読みますと、債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の、次です、所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。この条文の意味というか、目的が何であるかということなんです。これにつきましては、これは、あくまで地方公共団体、これ、銀行ではありませんので、例えば一個人がたんす預金のようなものを、これ、多額のお金持ってるから、これ、いつ泥棒に入られてとられるかわからない、不安でしょうがないんで預かってくれよと。そんなことを預かってはいけませんよってというのがこの趣旨であろうかと思えます。

西川委員。わざわざ説明員としてここへ呼びになった上で、既に説明をしていることをお問いになっているから、丁寧に説明をしておるんでございます。お静かに聞きいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 静かにお願いいたします。ご説明を続けてください。

**松山副市長** そういった中で、所有に属しないかどうかということが、まさに、これが百条委員会で設置をしていただいて議論していただいておりますように、旧新庄町時代の公金であった可能性が高い現金である。これは、吉川氏からの申入れにも、多分そうであろうと書いてあるわけでございます。そのことを判断をして、それであれば歳計外現金として保全措置を講ずるということについて、違法とは言えないであろうと、こういった整理でありますので、これは、委員会からお問いのある部分の、疑問があるから質問をするということについては、当然、我々も中でそういったことをいろいろ議論をした上で、ですので、ど真ん中のストライクで適法ですとは言っていないわけです。違法とは言えないという判断に至ったと。そのことについて市長にご進言、ご報告をした中で、最終、市長が判断をなさったと、そういった経緯、そういった解釈でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** そのようなご理解で事を進めてこられたというふうにわかりました。ただ、ちょっとここで、これは、私の認識が間違いだったら間違いということで教えていただきたいんですけども、歳計外現金で預かることができるお金の性質について、私どもはあまり地方自治にもですね、まだまだ詳しくありませんので、ついつい、いろんな権威ある辞書ですけども、そういう財政についての辞書を引きながらですね、勉強しながらやるわけですけども、そういうものを見ますとですね、歳計外現金で預かることができるお金は、最終的に市の、自治体の、地方自治体の所有に属さないかな、所有にならないお金が歳計外現金に入ると。公金だけれどね、最終的には自治体の所有に属さない、そういうお金を預かる場所だと。具体的に言いますと、例えば市営住宅の敷金、これは退去される場合は返還することになりま

すから、それは市営住宅の敷金だから公金なんだけれども、最終的に返還になるので、一時的に預かる。もしくは、例えば共済組合に、組合員の方から徴収した組合費ですね、共済組合の年金あるいは医療に関係する組合費を一時的に預かる。最終的にはその組合の所属になるわけですから、そういうふうには私は、歳計外現金をですね、そうした辞書から見てですね、そういうもんだというふうに理解をしておったんですが、そうするとですね、どうも今回のこの未処理金につきましては、公金かどうか、可能性は高い、これは私もそう思っておりますが、可能性は高いけれども、公金かどうか不明なものをですね、最終的に、これ、市が所有することになるのかなと私は個人的に思ってるんですが、そこはまだわかりませんからね、わかりませんから、所属しないかもわからない、所属するかもわからない。そういうちょっと曖昧なお金をですね、歳計外現金で預かるということについて、私はちょっとちゅうちよがあったのかなと。なければですね、即預かっていただいて、弁護士に聞く必要もなかったのかなという、ここはちょっと勘ぐりみたいな話になって申しわけないんですけども、この歳計外現金についての私の理解は、そういう辞書どおりのことを私言うたんですけども、こういうことについては、いかがなものなんでしょうか。だから最終的には弁護士ということになるのかもわからないですけどね。そこら辺について何かご意見とかありましたら、ちょっと教えていただきたいんです。

**松山副市長** 先ほどもご説明を申し上げましたが、これ、地方自治法235条の4の第2項、これ、何部分かに条文、当然分かれるわけでございますが、冒頭、債権の担保として徴するもののほか、これが1つです。普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、次飛ばしますと、これを保管することができないというような条文です。その間に、法律又は政令の規定によるのでなければ、ということがございますので、今、谷原委員がご照会なされたのは、この別の法律がある場合は、最終的には地方公共団体の所有に属さない現金であっても預かれるという読み方になるわけでございます。そこから、ですので、その部分はそういうことであるというご理解をいただきまして、あくまでこの条文は、基本的には所有に属さない現金、有価証券は保管することはできませんよと書いてあって、その趣旨については、先ほどご照会したとおりであろうと理解をしております。そういった観点で、そのものずばりですね、これは適法で、絶対に大丈夫ですよっていうことが書いてあるわけじゃないんです。預かっちゃいけない場合についてはこういうことですよっていうのが書いてありまして、そこにいろいろと調べて解釈をしたというところが入ってまいりまして、その結果、公金である可能性が高いということで、資金保全措置を吉川氏から申し入れられたということを受けて、いろんな検討の結果、違法とは言えないという判断、違法とは言えないという整理のもとに、最終的に、それであればそのやり方で受入れをしようということをして市長も決められたということをお願いしていただいております。

**藤井本委員長** ほかに。

西川委員。

**西川委員** 何か、松山副市長、わしがせっかく説明に来てるのに、あんたの態度何やって、そんなことが。それと、次に移るやつについて、協議会か何かでわしがそんな発言したって、先に別

に紹介をしてもらわんでもええねんけどね、ただね、僕、これ、3月、これずっと来たら、平成30年の1月17日に、副市長、これ、市長からの相談で知ったんやと。それで、これ、歳計外に、これ、入れたんが2月か何かですね。そのときにですよ、もう既にこのお金はどういう性質のお金かっていうことを、相談で知ってはるわけですよ、これね。それで、はっきりと聞きたいのは、これ、調査特別委員会、このお金を、百条委員会立ち上げるっていうのをわかってるはずやのに、何でこういうお金を預かったんかっていうふうなことを聞きに行ったときに、後からそういうふうなことがわかってきてるんと違うかなあと。百条の委員会が、歳計外で預かったということ。それで、何で、これ、歳計外で預かると、百条の委員の方に、きっちりと、こういう形やさかいに説明しとかはった方がええんと違いますかと。松山副市長のような良識ある人やったら、市長に、これはこういうふうなことで、百条のこういうところにきちっと報告して、それでそういう保全をするんならというふうには、そういうふうな話が出やんかったんかなと。そこんところは、いや、もう市長も、吉川元市長のその文書が、公金のような、旧新庄町のお金のように思うたから、こんなもん歳計外で預かってんと。そやけども、既にそのお金の性格はどういうことか、どういう使われ方をしたんかということを知るがために百条を立ち上げてるのに、百条の方の委員会の方と協力しながら、やっぱりこのことを、理事者は理事者、行政は行政として、百条の方に協力しながら追求を、これを解明をしていこうというふうな話は出やんかったんですか。そこらは。言うたはるけれども、会議の記録もないと言うたはるけれども、どうですか。出やんかったんですか、そんな話は。

**松山副市長** 明確には覚えてないということを申し上げながら、流れについてはしっかりとご説明をしていると思いますが、その中で、委員の皆様も思い起こしていただきたいと存じますが、そもそも、この件につきましては、議会の方でも、これをどう取り扱おうかということについては、いろいろとご議論なさっていたはずですよ。最終的には、これは2月の、2月19日ですかね。2月の19日の臨時会で、このときにも、一方では、これは百条の権限を持たした委員会として調査をしようと。もう一方では、98条の委員会としてやろうということも議論なさった結果、2月の19日に、正式に百条委員会が、設置が議決され、そして委員会の委員構成がなされたといったこととございます。これ、2月の19日です。今申し上げたように、これ、本当、詳細は記憶はしておりませんが、一場面一場面で、どの判断でどうだったかっていうのは、もうかなり経過しておりますので、記憶はしておりませんが、1月の17日ぐらいからこんな議論が始まって、最終的に文書を正式に見たのが1月の30日であって、実際に、その後、吉川氏とのやりとりの中でですね、お金の入金があって、これも先ほどからお尋ねの、歳計外現金として市の当座預金に振り込まれましたのは2月の5日とございます。その時点では、まだ委員会の構成がされていないということとございます。ただ一方では、西川委員おっしゃいますように、常に議会と市長は、権限の違いこそあれですね、選挙で選ばれた市民を代表する者として、ずっといろいろ協力しながら、ご相談しながらやってきておるわけとございますので、委員会自体は設置はされておりましたが、議会と、あるいは当時の議長とですね、そういったご相談を申し上げるべきではないかといった議員の

ご意見について、ごもっともかと存じますが、逆に言いますと、そういった十分な連携を図る余裕もなければ、そういった意識も多分なかったんであろうかと、当時はですよ。ただ、そのあたりにつきましてはですね、本当に申しわけございませんが、市長の証人尋問をなさってるわけですので、市長にこそお問合せをいただきたい事項であるかなと思っております。結果的には、こうやって議会で調査いただいております、この間ですね、これは、確実な方法で、私、本当、毎日ぐらい会計管理者に、決してこの現金としての保有額が、この1億8,100余の金額を下回ることがあつては、これは保全をした意味になりませんので、しっかりとこれは手をかけて管理するよにとすることは申し上げておりますが、そういったことですね、ちょっと、情報をきちっとお伝えするとか、ご相談をするという行為について、丁寧さが欠けてるじゃないかとかということにつきましては、この件に限らず、市長と議会のそれぞれの関係性の中で留意していかなければならないものという認識はしておりますが、この当時、それができていなかったのではないかとおっしゃれば、それはそのとおりのかもしれません。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 結局は、そういう副市長のいろいろな懸念、僕もようわかります。ただ、会議の中では、そういうふうな、いずれ百条の方の議長、議会での取上げのことに関して、やっぱりこの預かりについて議会ともやっぱり相談しながら、歳計外にするのか、どういうふうにするのかというふうなことを、そういうふうなことを議論した会議もなければ、そういう記録とか会議も、またそういう記憶もないと、こういうことでよろしいんですね。

**松山副市長** 本当にもう時間たってますんでね、断定的にマルかペケかと言われると、よく覚えていないというのが正直なことですけども、結果として、西川委員おっしゃるように、正式にご連絡をして連携をしたということは、その当時、事実としてはなかったように思います。ただ、結果的にはですね、結果としてごらんいただきますと、こうやってご審議していただいている間、市としても、市長部局としても、資金保全、できるだけ確実な方法で資金保全をさせていただいてるということで、結果は連携できているのではなかろうかというふうに私は考えております。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 保全の仕方をいろいろとご苦労いただいて、弁護士にもしていただいて、これが一番最善の保全の仕方やろうと。それは、そちらで考えていただいたその保全の仕方は、歳計外現金で預かって、それが違法かどうかなんていうふうなことについて、僕はあまり議論をしようとは思ってません。はっきりと、そういうことは。というのは、歳計外現金で預かるっていつきの、その通帳の引き出し方を、僕は、通帳からお金を、引き出し方を問題にしてるんです。預かるということは、忍海農協の方から振り込まれたわけです、歳計外現金に。その忍海農協の通帳は、新村区長の名義なんです。新村区長の。その新村区長の名義のお金を誰が振り込んだかっていつきに、市長に確かめたら、新村区長とも会ってない。一度も、そんな頼まれてもない。それはちょっとおかしいでしょう。保全をしてもうて、使うことができんようにしてしまおうて、保全はできたと。そこはわかるんやけども、そこがおか

しいでしょうと。そういうふうなことの話もなかったんですかということですね、聞きたいのは、僕は。それもなかったって、そんな会議もなかったとおっしゃるんやったら、あれやねんけども、僕はそこがおかしいと。普通そういうことをご存じのはずやのに、お金の名義人はどなたかご存じやおっしゃってるんです。それを、何ちゅうか、歳計外へ振り込ますと、会うたこともない、頼まれたこともない名義の人から振り込んでくると。それを受けて歳計外へ入れたというところが、僕はおかしいと、こういうふうに言うてるんです。そこをちょっと聞きたかっただけなんです。

**松山副市長** 西川委員のおっしゃることは、私も同感でございます。質問に対しましては、もともと、これはもう委員の皆様もお持ちだと思いますけど、吉川義彦氏から最終的に阿古市長宛てに申入書ってというのが平成30年1月30日付で出ておりますが、この申入書の中に、今、西川委員お触れになったような、名義は新村区長の名義の口座であるということについては書いておりますが、そこも含めてですね、実質的な管理をなさっているのは、これは、持ってきて、そのことをお話しになっている吉川義彦氏の管理下にあると。どうしてそういった経緯でその通帳になったかということについてはわからないといったのは、当時の市長を含めた我々の受け止めでありましたので、その中では、これは、今、一瞬振り返ればですね、そこをもう少し違和感を感じて突っ込むべきかという西川委員のご意見に対しては、そういう意見も当然あるなというふうにもこちらも感じますが、当時はそういったところを詳細には議論はしていなかったように記憶はしています。

**藤井本委員長** 今のですね、説明の中で、その通帳を持ってきてということがございましたけども、吉川氏が。

**松山副市長** すいません。持ってきてとは申しておりません。文書にそう書いてあると。新村区長名の通帳があり、口座で管理してますよってということが書いてあるということは、文書に書いてあるので、先ほど西川委員がお触れになったことについては、当然、知ってるか知らないかといえば、知っておりますがということを申し上げただけで。

**藤井本委員長** わかりました。

ほかに。

内野委員。

**内野委員** 関連なんですけども、すいません。西川委員が聞いていただいたんですけども、この申入書の中のことなんですけども、これを持ってこられて、今るる副市長が言っていたように、載ってあるんですね、ずっと、ここ、「歴代の収入役等が金融機関に個人名義の口座を開設し、預入する方法によって管理がなされておりました。平成16年の葛城市の誕生後も概ね同様です。現在は、平成20年10月まで副市長に就任しておりました岡本吉司が、奈良県農協忍海支店の「新村区長」名義の口座において管理しており、預金額は1億8,185万1,728円（1月12日現在）となっております。」という文面がここに書いてあって、この申入れを持ってこられたというところでね、私、何が言いたいかいうたら、ここを見て、もっと、何ていうのかな、聞いてみようとか、この辺のね、すぐに預かるんじゃないかって、ここんところをもうちょっと調べてね、預かるっていうようなことも検討されたのかなと思って、

その辺のことをちょっと聞いたかったんですけども、先ほどもお答えいただいたんで、でも、そうしていただきましたかって、そういうふうに思いました。以上。思いましたので。

**松山副市長** 内野委員からのご意見は賜っておきますけど、というか、お聞きはしましたし、ある意味、私も、それについて否定するものではありません。何回も申しておりますように、最終的には、吉川氏と何度か会われた市長がそういった判断をなさいましたので、その中でですね、我々は、それであれば預かる方法はどうであるかという実務の部分ですね、そういった部分については、具体的にその指示を受けて対応するものとして、いろんな検討をいたしました。金員自体の発生の経緯がどうであるとか、預かるべきかどうかということにつきましてはですね、これは、私個人的な意見が当然ございます。当時もございましたが、最終的に市長が預かるという判断をなさったということでもあります。したがって、私にお問合せいただいても、この件について私の見解を申し上げても、なかなか、この件は。

**藤井本委員長** 内野委員。

**内野委員** いろいろご相談されたということなんで、そのときにご意見述べられたのかなと思ってね、その辺は。ご意見述べていただいたのかなと思ってね。やっぱり何人かでしていただいている中で、やっぱりご意見も述べられたかどうかいうところだけちょっとお伺いできたら。

**松山副市長** これも明確には記憶をしておりますが、できればやめた方がいいんじゃないかと、預からない方がいいんじゃないかということは、意見としては申し述べたと思いますが、これは、本当に判断でありまして、資金保全の仕方の中で、これが一番確実であろうということと、それから公金である可能性が高いんじゃないかということについては、これ、先ほどからも申しておりますように、市長が吉川氏と直に会われて、ここから先は私わかりません、推測ですけども、やはりその空気感でありますとか、真剣さとか、いろんなことを市長ご本人がお感じになった中で決断なさったことだと思いますので、これは、まさに、先日、市長宛ての証人尋問をしていただいていますから、そのときに市長から、そういったやりとりが、ご開陳といいますかですね、質問の中であればよかったなと思っておりますけども、私はそういう意見でございます。

**藤井本委員長** いいですか。

**内野委員** ありがとうございます。お断りになられたらいいん違うかというね、副市長のそのお言葉があったというふうに……。

**松山副市長** すいません。正式な委員会でございますので、正式に申し上げますと、断った方がいいんじゃないかというよりはですね。

**内野委員** 断るんじゃなくて、すいません。受け取らない方が。

**松山副市長** そのような疑義のある、いろんな解釈のあるやり方はしない方がいいんじゃないかということでございます。明確に断った方がいいんじゃないかとかですね、マルかペケかっていうんじゃないかって、灰色の話はいっぱいあると思いますので、お勧めはできないよっていうようなことであつたかとは思いますが。

**内野委員** そのようにお断りしたということで。ありがとうございます。

**藤井本委員長** 川村委員。



川村委員 副市長、ご苦労さまでございます。

内野委員が今ご質問されて、ご答弁いただきました、そのご答弁の内容からでもですね、私は、歳計外として受け入れる、受け入れないという部分について非常に思案なさったという背景はよく理解できるわけなんです、ここで1つ、私、市長にも尋ねたんですけども、議会に相談すべきことではないですかということの言葉は一つもなかったのかなど。といいますのはね、これ、1月30日に申入書を持ってこられて、2月1日に、議会は全員協議会をやってるんですね。そのときに吉川義彦氏と、それから岡本吉司氏を呼んでですね、この内容について、吉村優子議長のとくに聞いてるんですね。そのときに、吉川義彦さんは、後半、最後の方にですね、阿古市長に受け取ってもらいたいとお願いしたと。ここについては言われています。岡本吉司さんはですね、このお金の内容について、すっかり吉川義彦さんに据えてるにもかかわらず、この2月の1日の時点で、吉川元市長が阿古市長のところに申し入れたということ、知ってたのか、知らないのかわからないんですが、このお金、誰か預かってくれへんかと2月1日の段階で言われてるんです。そういうことは全く知らないで預かってくれへんかっていうのは、今その通帳も、もちろん自分が保管してるという流れで申入書には書いてたので、2月1日に、誰か預かってくれへんか、誰か預かる人いませんかと議長は聞いてるんですよ。おかしな話やなと思って、それから今、2月19日の話をされたんですけども、議会がね、そこまで、議長ももう既にその話をわかってる段階でですね、市長が保全するという、全く別々の意識で保管をする、この問題を解決するというスタートはですね、全く議会と通じてない。このことについてね、市長は、議会に言うとは大変なことになるんですよっていうふうに、この間の答弁で言われました。議会に言うとは大変なことになるっていうことをご判断なされたのは市長かもしれませんが、副市長はどのように考えられましたか。

松山副市長 前回、市長が証人尋問を受けられるので、当然、私、そこは、ネット中継といいますかですね、拝聴はしておりましたが、市長がお答えになったことを、同じ問合せをされると、松山がどう感じるかと言われると、そこについては、もうお答えのしようがないというか、私がお答えを申し上げてもしょうがないのではないかなと思っておりましたが、ただ、議会の方でもね、これは、こちらの方からご説明しますと、当時、そういった積極的に議会にご報告すべしというふうな議論まであったか、なかったかというのは、非常に記憶が曖昧ですが、そこまでのことはなかったのではないかなと思っておりましたが、一方では、今、川村委員からもおっしゃいましたように、どの形の委員構成で、98条でいくのか、百条でいくのか決まっていなせよですね、議会が存在をしていて活動もなさってるわけですから、報告の機会があったわけですので、そこについては、今にして振り返って、ご報告すべきであったんじゃないですか、どう思うと言われれば、そうですねとしかお答えはできないと思います。ただ、当時どうであったかとか、市長がどうすべきかとおっしゃいまして、ちょっとそれ、私の方からお答えをしてもちょっとどうかなと思いますので、その辺については答弁は差し控えたいと存じます。

藤井本委員長 川村委員。

**川村委員** 副市長おっしゃるね、個人的にはそういう考えもあったかもしれないけれども、それは、市長が判断なさる流れの中に、そういったことの、そういった話が出てなければということですけども、やはりこの問題をね、副市長は、その答弁の中でね、大変な重要な問題やというふうにも言及をなさっておられます。重要な問題であるから、全く別のところで、しかも預かったことっていうのは、これは、議会が聞きに行つて初めてわかったことなんです。聞きに行つて、預かったと。百条でも何でも行つて、言うがなというふうに市長はおっしゃった。それは、百条で言ってもらったらいんですけど、それ以前の問題やと私は思うんですよね。こんな大変な問題が出てきてるのに、自分は証人、あたかも何か疑義があるような対象になって言うんじゃないくてですね、やっぱり協力し合つてこの問題を解決して、この未処理金が一体どんなお金なのかっていうことはですね、行政側も預かったならばですよ、預かった時点で、いや、ここ、市にはこういう形で預かりましたっていうふうに、議会は議会でどんな調査なさるんですかというふうなことはね、当然、私は、ありきだと思うんですが、これは別々に存在していたというスタートの時点が非常に不思議で仕方ない。預かった、預かってくださったんですかという対話はできるはずなんですよね。そういうことです、非常に、今、谷原さんがさっき言われたように、ちゅうちょしていた期間、言おうか言わないかっていうちゅうちょしていた期間っていうのは、何があつたのかっていうのがね、我々としてはやっぱり不思議で仕方ないんですけども、不思議なことを副市長に言つても仕方ないんですけどね。我々としてはですね、副市長を、市長の答弁でちょっと物足りない部分を、副市長はどうだったかなといて、きょうは来ていただいたと、説明員で来ていただいたと。副市長の個人的な意見は、なかなか表せないっていうのはよくわかっておりますけれども、やはり、この間やりとりしていたことが本当にいい形だったかどうかっていうのがですね、やはりしっかりと我々は、行政としてどうだったのかということはお聞きしないといけないところですので、お聞きをしたんですけども、今言われるように、なかなかはっきりとした答弁としてですね、言われぬ。法的に預かつてはいけぬお金やということについてはですね、一定の法的なことをお調べになられたということでございますので、ちょっと議会に対して、ちょっとやりとりが不十分ではないかというふうなことを指摘をさせていただきます。もう答弁は結構でございます。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 現金を預かる相談の過程のことについてですね、もう一度確認の意味でちょっと教えていただきたいんですけども、先ほど最初の質問の中で、1月30日にですね、吉川元市長の方から申入書があつて、それで、その文書を1月30日付で出されてるわけですけども、その日に出しに行かれたと思うんですが、市長の判断により、正式に受理を決定しましたということなんですが、これは、申入書を受理するのを正式に決定したということなのか、それともですね、その申入書を受理することをもって、市として現金をですね、預かるということを決められたのか。そこをちょっとお聞きしたいんです。実際にお金ですね、振り込まれたのは2月5日ですから、つまり申入書を正式に受け入れましよう、この申入れは受け

ませんよという、その意味での申入書の受入れなのか。それとも現金をですね、いや、もうその申入れを受けて、現金を受け入れましょうというふうに決定されたのが1月30日なのか。このことについてちょっとお聞きしたいんです。と申しますのはね、これ、時系列でいいますとですね、これは、西川弥三郎議員の最初ですね、こういうことがあるということの問題提起から始まりましてね、最初は生野吉秀元副市長が、生野名興元収入役のところに尋ねられて、いろいろ昔の話から、こういうお金があるんだと、困ってるんだというふうな話からですね、そういうお金があるという、そういう内容を聞きましてですね、議会としても、その話だけではなくて、実際にそういう現金があるかどうか。それを確かめてから、百条なり立ち上げて調査しましょうという流れだったと思います。その過程の中で、通帳があるということが確実にですね、ただ、それがなかなか出てこない。それは、持っておられた岡本元副市長ですね、が、やっぱり元市長の了解を得て出したいということで、実は、2月1日ですね、先ほど川村委員がおっしゃった2月1日に、議会の全員協議会でお二人がですね、来られて、話をされてるんです。そのときに、吉川元市長は、2回ほど市長に相談したというふうにおっしゃってるから、きょう、先ほどのお話では、1月17日に1回お会いしたのと、それから1月30日ですね、2月1日の前日ですから、お会いして話をしているということがわかりました。寄附金でもいいから預かってくれということなんですね。そのときに岡本議員の方から、このお金、もうかなわんと。ほんで、4人で管理、相談してるから、その了解を得てるので、現金で引き出すから、誰か預かってくれという話になって、議会でそれをどう預かるかというふうな、供託金にするかとか、どうのこうのって、かなりこれ紛糾してるんですけれども、結局、議会としてどうするかということが決まらないまま、そこは協議会終わってるんですが、その後、2月5日にお金が振り込まれてるので、この30日に、先ほど、市長の判断により正式に受理を決定というのが、申入書を受理することを決定されたのか、現金をとということなのか、そこをお伺いしたいんです。

**松山副市長** 一連のお問いて、やっぱり最終的には市長がどの段階でどう考えられたというのは市長のお考えの中にありますので、ある程度私も、客観的に残っている資料をもとにしながら、多分あのときこうだったよねということ思い出しながら証言をしておりますので、そのあたりの曖昧さについてはご容赦願いたいと思います。今、私、手元には、1月30日に出していただいた、これは市の方でも収受印を押しておりますが、最終版のコピーは持っておりますが、1月の17日時点でお持ちになったものが、一言一句このままであったかどうかは、すいません、ちょっと記憶にないんですけども、ただ、多分似たようなことが書いておったであろうと思います。1月30日のこの文書の内容の中に、そもそもこれでは、預かってくれではなくてですね、これは多分市のお金だから返したいという文章が書いてあると。とにかく吉川氏の申入れ自体は、これは事実であろうということで、まさに1月30日というのは、文書自身を、これを受け取るということを決断をした。その後は、事務処理としてですね、歳計外現金であったとしても、この口座に振り込んでくださいねというご案内を差し上げて、実際それを実行していただかないといけませんし、こちらでのお金の出し入れの伝票処理もありますので、そういったことが完了したのが2月の5日であったということなのです。

で、ここはちょっと分けて、理論的に論理的にご質問いただきましたけど、多分渾然一体となった中で、1月30日に文書を受け取ろうという判断をしたということではなかろうかと思います。

**藤井本委員長** よろしいか。

**谷原委員** 文書を受け取るということで、お金を受け取るについてはね、会計のことがあったので、その間の過程があったので、ただ、そこはちょっと曖昧だということですけども、わかりました。

**藤井本委員長** 西井副委員長。

**西井副委員長** ちょっと細かいことが、たくさん聞かねばならないと思っております。6月議会、私が一般質問した項目が、何かほとんど市長にも質問するような状況になってきているという中で、非常に一般質問の中の答弁も含めて、本来ならば、その答弁の大部分が副市長は知っておられるということで、本日、お忙しい中、来てもらうような結果になったと思いますが、ちょっと詳細のわかりにくいところを、もうちょっと詳しく聞かしてもらいたいと思います。どうかよろしくご協力のほどお願いします。

まず、弁護士に一応、法的な地方自治法も含めて、副市長在任中というか、ずっといろんな議会の中で詳しくご存じやなということで思っておりました。また今も思っているわけですが、川崎弁護士に、このお金を預かってもらええかというのは、副市長が聞いたのではなく、高垣職員が聞いたと、電話で聞いたということで、その内容で副市長は、預かってもいい金かなと解釈されたんじゃないかなと。ただ、本来これね、先ほども話出てるように、申入書には、吉川元市長の申入書には、新村区の区長の名前になったりやつ、これ、普通弁護士さん、そんな解釈しないと。自治法からいっても、私、一般質問で自治法でも申し上げてますが、そういういろんな書類持って行って、どういう解釈したらええんかどうかというのが、顧問弁護士ないしは顧問弁護士の中で担当者が答えるものであって、電話でその辺まできちっと答えられるような議題かどうかということ、私、それ自身が物すごく不安というかね、それは不安にも感じられなかったんか。その方向性で決めようと思ってたんか。それ、ちょっとお答え願います。

**松山副市長** 先ほどからご答弁申し上げますけど、地方自治法、全てのことが書いているわけではございません。ただ、どう読んでも、これはこのとおりだよねという部分についての解釈については、これは当然、私たち、行政のプロフェッショナルとして法律を執行するのが役割でございますので、それはみずからの判断で自信を持ってやるわけでございます。したがって、この件は、先ほどから申しますように、こういった形でも、こういった読み方も大丈夫かと。先ほどから本当に、一番正確なようにということで、私、一回も適法ですとは言ってません。違法とは言えないという形で、何とかこういう解釈できないかということを確認をしたということでございます。したがって、市長のお考えを実行に移す際にですね、それを法的に関係の条文がどういったものがあるかと。その解釈としては、こういった形であれば、何とか違法ではないという形でいけないかどうかというように、中では検討をした。それを確認をしたということでございまして、その一連のいろんな行っ

たり来たりしながら、いろんな、ああでもない、こうでもないと言ってることの全てを克明に、多分、私はメモをとっておりませんし、これは、もう行政の日々の判断、個々の判断ですから、よくある話ですので、こういったことは無数にある話ですので、全てを記録してるわけではありませんから、私はメモはないと言った。そういった経緯ですので、ここもですね、申しわけありませんが、後になって振り返れば、あのときどうしてこの判断をしたのかということ、1つ1つ確認いただいているわけですが、その辺の一連のことが、ずっといろんなやりとりが続きながらですね、やったわけでございますので、最終的には、ちょっと場所もね、離れてますんでね、しょっちゅう、しょっちゅう、全て馳せ参じるというわけにもまいりませんから、当時は電話であったろうと思います。ですので、先ほど申し上げましたように、どのような言い方をして、どのような確認をして、この答えをもらったかということ、私も個別具体的に聞いたわけではなく、最終的には違法とは言えないということについての確認しましたという報告を受けたということでございます。

**藤井本委員長** 西井委員。

**西井副委員長** 今の答弁で、どのような質問して答えがこう出たかは私も存じませんということで理解しますが、本来なら、私の一般質問でもう答えられてるのは、弁護士にも相談したという答えからいったら、その相談したこと自体が、ほとんどの議員さんは性善説で、きちっと相談したよと思うように解釈するわけですが、実際、阿古市長が今までやられてたことを考えたらね、2月5日に入金入ってますね。先ほどから議論出てくる話ですが、議会としては、2月5日の時点では、臨時会で百条委員会になるかもしれないという議案が出てくるのを、議長から臨時会の要請をして日にちを決められたんが、市長が決められて、19日に百条委員会、議決してるわけですね。5日にお金を預かって、19日までの間に、私と当時、今の議長である下村、当時委員長ということで、19日に議決されて、20日の朝、新聞で見て、1億8,100何万円ですかね、この金を預かっていると、歳計外でと。そして議会と協力しながらとかいう答弁をいただいと。実際議会と協力して明らかにしたくなかったんかと解釈するくらい。それと、本来言えば、答弁もされて、調査を進め、議会と並行して調査とおっしゃってるけど、本来預かって、1億8,000万円余りの預かったお金が、法的にはね、柔軟解釈で預かったんじゃないかなと。それなら、なぜ調査を独自で、百条の調査を待たんでも、内部で調査する必要性があったんじゃないかと。その辺については、当時、副市長としては、そういう提言も、もちろん法的な面も考えたら、その早急性というのがわかっておられると思いますが、そういう提言されましたか。

**松山副市長** 冒頭で委員長に申し上げたとおりなんですけど、この委員会の設置目的に到達中のご質問についてはお受けをしたいと思いますけど、ちょっと今の西井副委員長のご質問がですね、それが、百条委員会で調べてるんだけど、市で別途調べないのかといったことであれば、これにつきましては、これは既にお答えを申し上げますが、百条委員会というのは、偽証すればそのこと自体が刑罰に問われると。これは、地方自治の中でこれ以上強力な調査権を持っている組織は、装置はないわけでございます。その中で百条委員会の調査に全面的に協力をしながらですね、一緒に調査させていただきたいと申し上げたんであって、百条委

員会が調査なさってる、あるいは百条委員会の強力な権限でもって、初めて外部の人も証人尋問をして、偽証してはいけませんよという条件下に証言をとっておられる。それ以上のことをですね、なかなか、権限をなしに、任意に市長部局で別途やるというのは、これはなかなか困難かなと私は思っておりますので、そういった意味で、私自身は、百条委員会に全面的に協力をしながら、あるいは、この部分について調べてほしいとか、これわかるかということをお尋ねいただければ、それにつきましては、十分連携をしながら調査を進めてまいりべきであろうと思っておりますし、当時もそのようなご答弁をさせていただきました。

それから、これは本当、全体としては、先ほど来ですね、ほかの委員の皆さんからもご意見賜っておりますように、とりあえずは歳計外現金として預かることによって保全措置を図りましたということ、速やかに議会にご連絡をして、情報を共有すべきであったのではないかというご意見については、それはごもっともであるかなと思っておりますが、時系列の中で、そこも含めてお調べいただいている中でですね、それは、事実関係を明らかにする中では、先ほど西井副委員長おっしゃいましたように、臨時会の招集告示自体は、これは市長の権限ですから、市長がやっております。招集告示は2月の13日付でございまして、臨時会自体は19日に開かれているということで、招集告示をした時点、時系列で全体に今出ております日付を全部並べますと、1月の17日、初めて、多分初めてではなかろうか、一旦、吉川氏と接触なさって、1月の30日に申入書を正式に受理をしたと。それについて、それと付随して、歳計外現金としてその当該金員を、一旦は保全措置を講じようということで振り込まれたのが2月の5日、その後、2月の13日に、これは、市長から臨時会の招集の告示をさせていただいて、臨時会を2月の19日になさって当委員会を構成なさったという経過をたどっておりますので、そのあたりは正確に申してみたいと思います。ただ、先ほどから申し上げますように、全面的に協力しながら、一緒にですね、別々にではありません。別々にはできないと思っております。百条委員会のお持ちになっている権限とあわせて、協力しながら一緒に調査は、全面的に協力させていただきたいと思っておりますし、それから、情報共有はすべきであったなというのは、過去を振り返っては、私もそういった認識で反省はしておるところでございます。

**藤井本委員長** 西井委員。

**西井副委員長** 今、副市長、一緒にとおっしゃったけど、本来、百条委員会というのは議会だけの問題で、一緒に解決、協力するというのはわかるけど、一緒にとというのは絶対おかしいと。ただ、そんな細かい話を言うよりも、そしたら、とりあえず高垣職員が弁護士に電話で問合せしたということで、それはそのとおりでよろしいですか。

**松山副市長** 高垣であったと思うんですけども、企画部の職員であったと思っておりますので、そのあたりはちょっと明確には、確認をしないと断定できませんけど、先ほど申し上げたように、この件について企画政策課の職員全員がかかわっていたわけでありませぬので、企画部長であるか、高垣課長であるかであったかなとは思いますが。

**藤井本委員長** 西井委員。

**西井副委員長** 相手の弁護士は、副市長は、川崎弁護士事務所であって、その担当が誰から聞いたか

というのはご存じではないと。

**松山副市長** 川崎弁護士であったと私は認識をしておりますが、ですので、そう受け取っておりますので、わざわざ念を押して確認はしておりません。

**藤井本委員長** 西井委員。

**西井副委員長** いろいろ伺う中でいったら、特に私、気になるのが、その辺と市長の発言との、何か不正確さというかね、やっぱりね、基本的には1億8,000万円の大きなお金が、預かる中で、市長自身が預かる方向性の指示をされたんか。ないしは、事務方と言われる方が、預からねばならない、先ほどほとんど答え出しておられますけどね、こんな預かって、預かるべき金ですよという、答申があったんかどうか、その辺はつきりと、ちょっと教えてもらいたい。

**松山副市長** まず、自分の感想を述べてもしょうがないんですけど、事務方としてくられることに非常に違和感を感じております。特別職の副市長でありますので。

**西井副委員長** 事務方ではございませんか。

**松山副市長** はい。ただですね、市長の方が、証人尋問で確かにそういう表現でですね、ご説明なされたということは事実として残っておりますので、ただですね、基本的には、やはりお決めなさるのは、最終決断は市長であると。それに対して、いろんな解釈とか考え方については、詳細までは思い出せませんが、いろんな可能性なり考え方は、当然、ご提示は、質問されれば、あるいは、場合によったら積極的に、これは、やりとりはするのが私の役割ですんで、そういったやりとりはしております。

もう先ほどのご質問でお答えしたとおりでして、今、言葉にして一番正確に申し上げるとどうなるかっていうのはちょっと迷うんですけど、要は、積極的にはお勧めはできないんだけど、違法とは言えないという解釈も確認をしたから、市長がそういう決断をなさるんであれば、そのご指示どおりいたしますということであったように思います。当時こういった言い回しではやりとりはしておりませんが、表現すると、そういったことであろうかと思えます。

**藤井本委員長** 西井委員。

**西井副委員長** 特別職で、副市長、事務方というたら、これ、その中でも代表者みたいな形に感じるよとすると、申しわけございません。現実には、今のその答弁の中の、事務方の中では積極的ではないけど、法的には何とか、100点ではないけど、何十点かのあれでオーケーですよと提言されたぐらいということで理解さしてもうてよろしいんですか。

**松山副市長** そうですね。日々起こってる話ですんでね、調査として明確に整理なされたいということでご質問いただいたのは重々わかるわけですけども、これ、現実問題として日々起こってるわけですんで、明確に、数学のですね、証明問題みたいに論理立てて、全てが整理できてっていう状況ではない中でいろんなものが動いてるということは、本当にご理解を賜りたいと思いますが、当然、ご質問いただいた件については、最終的には私の方で最終的な整理をした上で、私も了解のもとに市長にはお返しをしております。そのお返しをした内容は、先ほど申し上げたようなことであったと思います。

藤井本委員長 西井委員。

西井副委員長 先ほどからも、それを預かるというので担当を集めた会議はなかって、その場その場で、ついでで会議みたいな形になったということでもよろしいんですかな。ついでというたら申しわけないけど。先ほどからいろいろ質問あったけども、これを集中会議はされなかったということですか。

松山副市長 打合せにいろんな形容詞がつかますとですね、その言葉を聞いてまた別の想像、イメージを持たれると物事がどんどん不正確になっていくと思いますので、先ほどから申し上げてるとおりです。まず市長が、ご自身が、いろんな相談事なりアイデアなりがあって、市長のお考えのもとに誰かと話をしたいときってというのは、事前にいろいろ指名されて、会議の時間もあって、全員招集というのも、そのときもありますけども、やっぱり市長ですので、そうじゃない場合は多いです。日々いろんなことを考えて、いろんな制度を考えながら行動しておられますので、その中で、このことどう思うとか、来客があればですね、最初は同席するつもりはなく、予定にも入ってなかったんですけど、やっぱりちょっと一緒に来てくれへんかとか、そんなことは当然、日々起こっているわけでございますので、この案件については、このことを考えるために集中会議ということをやったという記憶はございませんが、市長のもとに集まって何度か複数人で相談をしたと。それについては、一旦宿題をもらって、調べてからお返事したというものもあったようには記憶をしています。

藤井本委員長 西井委員。

西井副委員長 今の答弁で、集中的な会議違うけど、議事録とか、そういうもんは一切残ってないというふうに解釈をさせてもらってよろしいですね。

松山副市長 これもですね、先ほどから申し上げてるんですけど、少なくとも私は、申しわけありませんが、自分で自作の議事録は、これはつくっておりません。そういったやりとりですんで、必ず議事録を作成しなければならないという形のものでもありませんので、私が認識している範囲で、私の管理下にあるものとしては、そういった議事録であるとかメモってというのはないということしかお答えできません。

藤井本委員長 ほかに。

吉村始委員。

吉村始委員 副市長、本当にお忙しいところありがとうございます。

1点だけちょっと確認をさせていただきます。先ほど副市長のお話の中でですね、市長からですね、歳計外で預かる前にですね、このお金を預かるに対して、企業でいう仮受金みたいなものがあるのということで、歳計外ということを探された。いわゆる、ほかの企業会計でいうと、複式簿記では預り金というようなものがありますけど、それと同じようなものだろうということで、1つは、それについて弁護士にも諮られて、違法とは言えないというふうな言質もとられたというふうに聞いております。

それと、もう一つですね、今からちょっと伺いたいのはですね、吉川元市長の申入書の中についてですね、このものについては、地方公共団体によって指定された金融機関において管理されるべきと思われるということ、いわゆる推測の文章があります。それからまた、ど



のような経緯で上記の金員が確保され、上記のような形で管理されるようになったのか。その詳細はわからないということですので、このお金の本質ですね、これは未処理金であると。下世話な言い方をすれば、世間では裏金という言い方をしますけども、これを預かってほしい、これを市に返還したいというような文章であったと思います。文章がそうであったし、口頭でも恐らくそのようにおっしゃったのではないかなというふうに思うんですが、仮受金とか預り金、こういうのは、会計上、お金の状態を単に表すものであって、本質については未処理金というものであったと思うんですが、先ほどの法的なものとは別にですね、その状態について、未処理金が、吉川元市長の方で管理されていた未処理金が、市の方で預かることによって、そのお金の性格については変わらないというふうに私は認識して、私自身はそういうふうに思っ理解をしておるんですが、当時もそういう議論はあって、そういうふうに認識されて預かれたのかどうか。その1点だけ確認させていただきます。

**松山副市長** 吉村始委員のご質問、非常に、どうとるべきかっていうのが難しいので、お答えがずれておればご容赦願いたいんですけども、吉川氏の申入れの中にいろんな要素がございますが、旧新庄町の口座で管理されるべきっていうのは、それは、遠回しといいますか、ダイレクトに申し上げますと、先ほど委員おっしゃったように、これは新庄町の裏金ではないかと思われるということを表示されてるんだらうと、とるのがいいんじゃないかと思います。それに対して、市の申入書では、返還したいというふうな表現になっております。だから、公金だから、旧新庄町が合併後にできた葛城市の公金に編入してくれという申入れであろうかと。普通にこの文書を読めばそうなるはずですよ。それについて、まさにきょう、時間をかけて確認をしていただいておりますとおりでありまして、公金である可能性が高いということと、でもまだ公金と断定はできていない。金額が1億8,100万円余という多額に上っていると。これについて、まずは、解明する、しないということについては、非常な時間も労力もかかるかもしれないけども、まずは保全措置を講じよう。資金保全の措置をですね、講じようというのが、当時の市長の判断ではなかったかと。

何度もお答えをしておりますが、そういったいろんな、最終的な吉川氏と阿古市長のいろんなやりとりの中で市長がどうお考えになったかということについては、申しわけありませんが、市長にお尋ねいただくしかないかなと思っておりますが、その結果として保全の措置を講じるということ、最終的にこの形にしましょうということを決する段階では、相談にあずかったと。我々のお答えというか、返事も含めて、歳計外現金という形で今、保全措置を講じているという形になっておりますので。すいません。ちょっとお答えになってないかもしれませんが。

**藤井本委員長** 吉村始委員。

**吉村始委員** 私の聞き方もね、ちょっといろいろと、理路整然と聞いてるつもりなんですけど、なかなかうまく説明、質問ができてない部分があるかと思いますが、結局、その経緯についてはね、もう重々説明をしていただいておりますし、それから、あと、この前の市長が答弁された中で疑問に思ったことについても、これについては、副市長が冒頭でですね、ほかの委員のご質問に答えられているので、それは重々理解をしております。保全のためということもわか

るんですが、質問は、本当に単純なことを聞いているだけで、言ったら、市長が仮受金みたいな形で預かりたいと。つまり、お金がある場所が変わるだけですと。言うたら、A銀行にある口座がB銀行にあるっていうか、お金の口座が変わるだけなので、その場所を保全するというか、お金の、そもそも持っている未処理金であるという性格は変わらないというふうな、当然そういう判断がないとお預かりにはなれなかったと思うんですけども、そういうことですよということを確認をしたかったということです。

**松山副市長** そのご質問に対しては、言葉は正確にですね、デリケートに扱わないと、まさに、今ここで先ほどから出ておりますね、地方自治法の関連条文に抵触をするかしないかという議論なわけですよ。未処理金であることを断定してしまうと、どっちなんですか、公金なんですか、公金でないんですかということなんですね。先ほどから、本当に私できるだけ誤解のない言葉を選んで、長くなっても曖昧さを排除しようという努力をしながらご答弁申し上げますが、当時の判断としては、公金である可能性が高いけども、公金であるとまだ確定をしていないお金であるという判断の中で、違法ではないと言えないんじゃないかという判断のもとに、歳計外現金としてお預かりをしましたということです。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** ちょっと私も、言葉というのはなかなか難しいと思いますが、現在も公金である可能性は高いかもしれないけど、公金であるかどうかわからないというのは、今も、ちょうど百条委員会で調べて、まだわからないような状態になってるんですけれども、わかりました。とりあえず結構です。わかりました。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** それではですね、今後進めていく中で、私の方から1点だけお尋ねしておきたいんですけども、先ほどですね、市長から相談を受けたと、事務方に相談を受けたという中で、副市長と、それと当時の企画部長、そして企画政策課長と、3人のお名前出てまいりました。この事務の作業をするのに、会計管理者がいたはってですね、そこに会計管理者がですね、お話の中におられなかったのかどうかということと、会計管理者の手續、事務をしないと、これは、その預金に現金として取扱いできないわけですから、その指示をしたのはどなたであるのかということ、端的にお答えをいただきたいと思います。

**松山副市長** 申しわけありません。端的にとおっしゃるんですが、やはりちょっと記憶が曖昧な部分がございます。多分、歳計外現金として保全措置を講ずることを判断をする段階では、多分会計管理者は入れてなかったんじゃないかなと思います。会計管理者を除いたメンバーで確認したんじゃないかなというのが記憶でございます。ただ、このことを実行する場合には、会計管理者が、直接会計課長として事務をしていただく必要がありますので、直接指示しておりますし、その指示も、私から直接命じたのか、企画部経由であったのかは少しちょっと記憶が曖昧でございます。場合によったら市長から直接であったかもしれませんが、指示のもとに会計管理者が実行したということでございます。

**藤井本委員長** わかりました。

それでは、2番目の質問事項に入る前に、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時14分

再 開 午後3時25分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、平成30年5月7日付、農林課職員からの契約書発見に関する報告書に関してお尋ねをいたします。

あなたは、平成30年5月ごろ、農林課職員、芝職員から新町農道について市の契約書が作成されているという報告を受けましたか。

**松山副市長** 冒頭で申し上げたとおりでありまして、平成30年の6月の19日、これは、平成30年の6月議会の開会がされて、一般質問の前であったかと思いますが、このときに協議会をなさってますので、ここで呼んでいただいて、証言をしております。当時も、既に記憶が曖昧な部分もございますがということ前置きをしながら、精いっぱい思い出してご答弁を申し上げたと思います。そのときと多分申し上げることはあまり変わらないんじゃないかとは思いますが、更に記憶が薄れていることについてはご容赦願いたいと思います。

少し前置きが長くなりますけど、私、やはり副市長として、基本的に市長と守備範囲は、ある意味同じでございますので、そういった意味では、本当に朝から晩まで、いろんな業務で多忙でございます。これを何度か、職員さんにもできるだけ迷惑をかけないように、何とか効率的にできないかなということで、いろいろと、私就任させていただいてから、仕事のスタイルをですね、市役所のスタイルを変えてきている部分がございます。その中の1つが決裁タイム、それから、これ、人事課の秘書担当には非常に、逆に業務は増えたと思っておりますけど、相談案件についてはアポイント制ですので、通常の決裁につきましては、午前中の決まった時間に来て、イレギュラーなことがなければ、決まった時間に来ていただく。その他の相談案件につきましては、基本的に案件名と、それから所要時間を申告の上でですね、私、本当にスケジュール、本当に詰まっていますから、その中で、あとは人事課の担当が調整をしてくれて、そのすき間に入れるという中で対応していただいてまして、これは、もう全庁的に浸透してきておりますし、今もそうしております。

お尋ねの、農林課、芝課長につきましても、通常はそのルールを守って対応していただいている中でですね、たしか私の記憶では、これも記憶が曖昧なんですけど、夕方の時間外だったかなと思うんですが、突然、そういったルールを無視して、現れて、私、非常に、本当に次の予定があったか何かです、本当にごめん、時間ないから、ちょっと、また今度にしてくれへんというふうなやりとりの中で、かなり強引にですね、とにかく話をすると、あるいは話をしたという形をとりたいというふうな勢いで副市長室へ入ってこられて、とうとう話をされたというふうな、そういった意味で、通常の芝課長の私に対するいろんな行政上の、実務上の接し方とは随分違う雰囲気であったという意味で、驚いたというか、違和感を感じたという記憶はございます。その中で確かに報告はいただきました。そういった状況でございます。

**藤井本委員長** 副市長自身も急いでいたと。芝職員も慌てていたという今の説明であったかと思いま

すが、そういった中でですね、会われている。会われてですね、芝職員からどのような説明を受けられましたか。

**松山副市長** 芝職員の方が慌てていたかどうかということじゃないんです。無理やり、今までの私との関係性の中では、本当に忙しいから、ごめん、今度にしてくれへんと言うたら、わかりましたと引き下がるはずの芝さんが、強引に入ってきてお話をなされたような印象というか、記憶であります。急いでいた結果なのかどうかっていうのは、そのときそのやりとりをした一番取っかかりの段階では、それはわかりません。結局、その段階でお話しなされた内容、これは、本当、私もある意味、自分としてもですね、副市長の責任ある身としては、こんなことを言ったら申しわけないんですけども、百条委員会でお調べなさってる中の、結果的に振り返ってみれば、お金のその後の使用っていうか、お金の管理の部分ですね、2つ目の案件、項目に関係のある部分のお金の使用部分として、新町の農道整備にお金が使われたという話の関連のことであったということは、後から思えばそういうことでありましょけれども、逐一、百条委員会の調査の流れも全てウオッチングしていたわけではございませんので、多少私もその段階では、詳細に案件の内容も存じぬままに、とにかく芝課長が入ってきてお話をなされた。お話の内容が、概要を申し上げますと、心当たりのない、でも形式的には市の契約書の形式をしている契約書が発見されました。でも、その契約書に基づいて、市の歳入歳出予算ですね、市の予算の執行がされた形跡はありません。それから、その契約書には、現物は、そのとき見たか見てないか、コピーも見たか見てないか、すいませんが、記憶が本当に曖昧なんですけど、その内容がですね、その契約書の形が、芝さんが言うには、芝さんが自分でつくるのであれば、押印をしていた割り印ですね、契約するとき割り印しますので、割り印の仕方が自分の流儀とは違うから、自分がつくったものではないということがわかってほっとしたといったことであったかと思えますけども、本当にそのタイミングで、ごめんなさいねと言ったのに、無理やり入ってきておっしゃった内容がそれであって、ほとんど何のことをおっしゃってるのかわからずにですね、ちょっと困ったなというのが、その当時の記憶であったんでは、今残っている当時の記憶でございます。

**藤井本委員長** 今のですね、説明の中に、市の契約書の形式をしたという言葉がございました。これは、芝職員がそのように申し上げたのか、今、現物は見たか見てないかわからないと、副市長はですね、説明されたわけですけども、市の形式をした契約書、これは、芝職員の言葉なのか、副市長が見られてそう思われたのか。

**松山副市長** 市の様式自体を、定型としてこれであるということは、すいません、私、実務を直接やっておりますので、当然そんな、そこを記憶を持って、これが、これ、市の様式やねというのはございません。芝課長の説明がそうであったというふうに認識を、記憶……。

**藤井本委員長** 芝課長の説明が、市の契約書の形式をした契約書が発見されたという説明を受けた。そのときですね、芝職員が、平成30年5月7日付の報告書というものを作成されたようなんですけど、これを受け取られたのですか。

**松山副市長** 受け取ったかどうかっていう記憶が曖昧なんです。それも、そこはそのとおり、先ほどから申し上げます、協議会、6月19日に協議会が開かれたときに、そのままそう申し上

げたと思います。それとあわせて、そのときの書類がどんなものであるかわからなければこちらも思い出せないので、コピーをいただけませんかということで、これは、百条委員会から提供いただいたものをいただきましたので、結果的にそのときに芝課長が持参をした報告書の内容がどうであったかというものについては、今手元にはございます。当時も芝課長が、急に、大変なんですと、ある意味、突然相談事があって来たという割には、今おっしゃったように、そこそこ分量のある説明書が既にできておって、そこも含めてですね、いろんな意味で、従来の行政を進める上での芝課長と私の関係性の中では、その点でも随分に違和感を感じた。既に報告書がペーパーででき上がっているということについてですね。

**藤井本委員長** 順に行きます。受け取ったか、受け取ってないかは記憶にないということですけども、確認のために後から請求をして、副市長はわかっていると。

**松山副市長** ですので、内容は承知をしております。

**藤井本委員長** このことをですね、今までのこの一連の、芝課長が言ってきたこの一連の流れをですね、市長に報告をされましたでしょうか。

**松山副市長** 当時、本当に具体的な内容は思い出せないんですけど、本当に忙しかったはずなんです、私、席を外せないぐらい。その中で、ただごとならぬ様子で来られた芝課長、常ならぬですね、いつものやり方とは違う形で来られた芝課長に対して、これは、本当褒められた話ではないかもしれませんが、先ほど申し上げたとおりで、十分には課長のおっしゃってることも理解できない箇所があったんですけども、そのただごとならぬという雰囲気の中でですね、課長、それだけ大変なことであるならば、その重要案件については市長にも報告しておいてくださいねということはその場で申し上げて、一旦芝課長は引き取られたと。そういったやりとりであったかと記憶をしています。

**藤井本委員長** 市長に報告するよという、いわゆる指示をしたということですね。わかりました。

副市長として芝課長に、このことについてはですね、市長に報告しときなさいよと、すべきですよという指示をされた。その後のフォローですね、市長に報告をしたのかどうかというフォローと、いわゆる市長とこのことについてですね、話をされたのかどうか。

**松山副市長** 後日、芝課長が報告に来ましたかということ、市長に確認をしたんではなかったかなという記憶はありますが、芝課長本人に、どんな形で、どこまで詳細に報告したか、してないかということ、きっちり確認したかどうかというのは、記憶はちょっとございません。よく覚えていません。

**藤井本委員長** 芝課長とのお話しはわかりました。市長とこのことについてですね、話をされたということは、なかったということですか。

**松山副市長** 内容について具体的に市長と意見交換をしたり、それに対して指示を仰いだりということとはしていないように記憶しています。

**藤井本委員長** それでは次に、これからですね、補足質問に入らせていただきます。

委員の皆さんからの質問ございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。ちょっと僕から、百条で調べて、こういうよくわからない契約書

が出てきて、もう一つ言うたら、誰が公印を押したかもよくわからないような状況で、僕ちよっと、これからの葛城市っていうことで、副市长もこのことはご存じだと思うんですけども、今、こんなことないような対策というか、こんなことあってはならないと思うんですけども、ちょっといろいろ聞いたりしたんですけど、結局誰が押したかもわからないっていう書類が発見されたことに対して、何か指示とか確認とか、今の葛城市に対して副市长がされたこと何かあるか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

**松山副市长** ある意味、先ほどご説明漏れたかなというところでご質問いただきまして、ありがとうございます。たしか、これ、6月19日の協議会は、本当に、先ほど申し上げた事情で、比較的、協議会で何を問われたかっていうことについては、印象は残っておりますので、そのときにも杉本委員からお問合せいただいた内容だったかと記憶をしておりますけども、実は、当市、市長印、2種類というか、2つございます。それぞれ、これ公印ですんで、公告という手続をもって、こんな印影ですよっていうのは示しておりますので、そういった意味で言えば、芝課長が持ってきたというか、発見されたという契約書の、そこに押されてある市長印が、それが、新庄庁舎で使っております市長印なのか、當麻庁舎で使っておる市長印なのかっていうのは、これは実はわかるんです。わかる者がじっと見ればわかります。それで當麻庁舎の方の保管の市長印でありました。ただ、當麻庁舎、新庄庁舎にかかわらずですね、公印につきましては、本来その公印を施行するんですから、当然、まずは決裁が終わっている。決裁とともに施行文書を持ってきて、ここに押すんですよ。押す枚数も無造作に、本当は1通しかつくらないのに10枚も押されたら困るわけですので、これだけしか押してませんよ。それについては、公印の管理に携わる担当職員がそのことを確認をして、公印の使用簿にちゃんと確認印を押すというのが、これは、もう市が定めた本来の手続なんです。ただ、そのことについては、実は、芝課長が来て、直後じゃなかったかもしれませんが、その後ですね、これ、担当課が総務財政課になりますので、総務財政課に対して指示を出しまして、まずは公印の、そういった公印施行の管理の実態をまずは確認をしてほしいと。その上で、その公印の管理を徹底するよという指示はいたしました。正直なところ、そこまで厳格な管理が、注意深くですね、管理できていなかった実態も当時は見受けられましたので、厳格化を図るよという指示をいたしました。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。今、新たにというか、ちゃんと指示していただいたということで、それはありがとうございます。今後ね、こんなことないよというふうに言っていたと思いますんで、よろしくお願ひしときます。

以上です。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

西井委員。

**西井副委員長** 簡単な質問ですが、芝課長が副市长に強引に相談されたとき、1人で行かれたんか、ないしは、ほかの人も一緒に来られたか。それだけちょっとお伺いしたいと思います。

**松山副市长** 随分時間たってますので、本当に記憶が曖昧なので、間違ってるかもしれませんが、も

しかしたら、当時の産業観光部長の池原部長と連れ立ってだったかもしれませんが、ちょっと芝さんが通常のスタイルとは違って、いらっしゃったという記憶が一番強いんですけど、ひょっとしたら池原さんも一緒だったかもしれません。

藤井本委員長 西井委員。

西井副委員長 もしも、記憶とおっしゃるよって、もしも池原部長と一緒に来てたら、何なりの言葉も1つ、全然池原部長は話はしてないわけですね。

松山副市長 先ほどから正直に、誠実にお答えしてるんですけど、当時の記憶はそういう記憶なんです。ある意味、日々、本当にこんなことが積み重ねで、連続で、私、全庁が守備範囲ですから、日々、本当、1日当たりで、私と会話を交わしたり、指示を仰いだり、職員が延べ何人いるかということは、ちょっとご理解いただきたいと思いますが、その中でも多少、ある意味、いつもと違う行動をされたので印象に残っているということで、記憶を頼りに申し上げているということですので、申しわけありませんが、その程度のご説明しかできないです。

藤井本委員長 西井委員。

西井副委員長 池原部長がひょっとしたら来てたかもしれへんというところで、あと内容については記憶がないというように解釈させてもらってよろしいですね。

松山副市長 記憶が曖昧であるということで、ないとは断言してないんです。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 さきにね、協議会でも、そうなんですよ。副市長そのものにこのことを追及したり、聞いたりするようね、そういう問題ではないというのは、そういうことなんです。そやけども、そのことについて百条委員会でいろいろと聞くべき人に聞いても、なかなか、これからまた、まだやりますけれども、要はね、先ほどから副市長お答えになってるのはわかるんですけどね、これは内部告発です、はっきりと。そこんところを、副市長そのものは、行政のことなんかもう酸いほどわかるわけやから、何を言いに来て、何を訴えに来てるかということはわかるはず。というのは、農道整備のあり方っていうのをご存じあったんやろうと思うけれども、本来は農道整備ではお金が出ないっていう、その出ないお金が支払われてると。そこに、そのことをご存じやったら、それは、もちろん市からなんか、行政側からなんかお金出ませんよ。それが1つと、この公文書をね、これ、内部告発、公文書を偽造してるんやないかなど。これ、道の駅でもね、道の駅よりもちょっと悪質なんはですよ、道の駅は、まあまあ、それもあかんですよ、コンプライアンス、全然。ああいうふうな工事を、やってないような工事を、こういうふうな契約したって、こんなんはあかんけれども、これはもっと、もっと悪質やと僕は思うんです、これは。それを内部で告発してるのに、いや、忙しくて預かったかどうかもわからん。市長にもその話をしてない。そういうふうな記憶やって言われるとですね、どうなんかなど。副市長なんかやったら、そんなんあったらすぐびびびと来はる方やのにやね、これをずっとほっとくというか、行政側としてずーっと調べもせんというか、そこらは、話題というか、これはちゃんとせんあかんなど、行政としてはここを、このことの問題についてですよ、百条は百条としてですよ、調査してるけれども、内部的にこ

れ、いや、當麻の印影やったと。そのあれでですね、この契約書そのものをですね、こんなことを、どうして起こったんか。多分、副市長や今の市長なんか、これは今の市長の前のことやからね、前のことやから、それは、ようわからんというたらわからんけれども、時の行政の長2人が、いや、忙しいときに持ってきて、ほいで、こんなんわかりませんねんと。それで、これ、ほんまにそんなことだったんですか。市長と何かいろいろ、これはというお話なり、何かされなかったんですかね。そこらはどうですか。どう認識されてます。

**松山副市長** 先ほどから、私、できるだけ正確にですね、委員会でご判断いただけるように言葉を選んで誠実にお答えをしております。それに対して印象操作的なですね、発言、これ、西川委員が、ご自身の考え、どういう印象を持たれるか、これは委員のご自由でございますが、それをですね、質問を通じて印象づけなされるようなご質問をなさる、あるいは誘導尋問のようなご発言をなさるっていうことについては、これは重々ご配慮いただきたいと存じます。

この件については、先ほど申し上げましたようにですね、芝課長からの報告の中に、これを市の予算の執行として、この契約書に基づいてお金を払っている形跡はない。ないんだけど、公印が押してあるといったものが発見されました。その状況を踏まえたときに、まず考えられるのは何かってということなんです。1つは、あまりこんな例があるかどうかわかりませんが、実際に何らかの、どこか書き損じたとかですね、あるいは何らかの、要は、やっぱり書き損じですね。書き損じのために念のため2通つくって、廃棄をし忘れたのか。これも可能性は、ないことはないと思います。そういったことも含めてですね、とにかく公印が施行はされてる、公印が押してあるんだけど、それに対して実際新年度予算が使われた形跡がないという事実関係のみをもって考えたときに、これが、委員がおっしゃる虚偽公文書の作成になるのかと。そもそも公金といいますか、市の予算は動いてないわけですよ。それは、芝課長も報告の中で、そこは申し立ててるわけです。なのに芝課長がわざわざ、この契約書ありましたということで来られたわけです。本当に私は当時面食らったと思いますけど、それとともに、それであれば、まずは問題とすべきは、公印の管理の問題であるということ、それは、先ほど杉本委員からご質問いただいたのに対してご答弁したとおりであります。ここは、西川委員お触れになったようにですね、その後の百条委員会が、百条の権限をもって、市外の市民といいますか、関係の皆さんを証人尋問として招致なさって、尋問なさってですね、そのあたりの百条委員会で調査なさいました経過については、私もこうやって説明員としてお呼びいただいた段階で改めて確認はしておりますけど、その中では、どうもこの未処理金と言われておるこの対象の金員を、この契約書をもとにですね、こちらの金員を使ったのではなかろうかっていうのは、まさにこちらの百条委員会のお調べの中でわかってきた話でありまして、これ、残念ながら、申しわけありませんけど、当時、私にはそういった情報は持ち合わせておりませんでしたので、これは、委員ご指摘のような判断はできなかったということでもあります。したがって、その当時考えたのは、まず私、一番真っ先に、やはり行政マンとして考慮すべきなのは、この契約書に基づいて執行されたんですか、どうですか。されてるんであれば、されてるんであって、それは確かに委員おっしゃるように、農道整備については、基本的には土地は寄附で対応するんだから、ここだけお金払っておれ



ばですね、地域のバランスを欠くだらうと。でも、農道の、あるいは土地改良事業の用地を、絶対に有償で買い上げてはいけないということではないんです。これは、やはり葛城市ルールとしてそうやってきたから、その管理を守りながらやらないとバランス崩れるという話でありますので、お金を払っていたら違和感があるので、どうしてっていうことは聞かれます。しかし、契約書が存在していたから、必ず違法な支出になったっていうことには直結をしないし、私、当時はそういう考え方はしておりませんでした。したがって、公印の管理については確認しましたし、徹底はいたしましたけど、それ以上のことはしていなかったということでございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 何ちゅうか、百条の証人喚問をしてるのと違くて、説明員でちょっと聞きたいところを聞いてるだけで、何も誘導尋問なんて僕はしてませんのでね。先ほど言うように、さっきおっしゃった、この印、押し間違いがあるか、そういうふうなところで、こういう作成が、こうなったのかもわからんとか、こういうふうなことは、それは、ないことはないやろうけれども、失敗して押し間違えて、それを使うたと。そんな話じゃなしに、結局は、このことに関しては、この契約書のことに関しては、あまり市長との間でそういうふうな対処の仕方としては、今後、印鑑をしっかりと管理しましょうという程度の話ですね。ほいで、この作成された経緯、経過、何でこういうふうなことになってるのか。何でこういうふうな契約書なり、言えば、にせ契約書を簡単にこしらえられる体質的なこと、ほんで、どういう経過でということについては、もう調べもしなかったんやと。市長との間でも、そういうふうなやりとりもなかったんやというふうなことで、先ほどからおっしゃってるのは、そういうことでよろしいんですね。

**松山副市長** 先ほど申し上げてるとおりです。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

川村委員。

**川村委員** 私もその質問をしようかと思って、お聞きをしようと思ったんですがですね、一定のご回答があったんですけども、この問題は、副市長は、相談事がアポイント制やというふうな、要するに、職員が顔色を変えて来たことに対して、あまり重要視してなかったという、この部分はですね、何が起こったのかなということ、受入れを、さほど重要ではないと感じられたということなんですけれども、この後にですね、この後のことを、私、その受け取ったときのことの対応、今、公益通報者保護法とか、要するに内部告発がもし職員からあったときに、理事者としてその受入れはどこかという部分につきましては、ちょっと私は私なりに重要なおところじゃないのかなと。いたずらに言ったのか、それともふざけて言ったのか、そここのところはですね、おまえふざけてるのかと、どうなってんのやという話まで行ったんか、それは知りませんよ。ふざけてないと思うんですけどね。でもね、書き損じとか、何でそれがあるのかということの、その内容を軽く感じているということは、その前後、この百条委員会がある中で、何かひっかかる部分やというふうにお思いにならなかったのかなというのはちょっと不思議なんですけど、その時点のことは、まだそこまで行ってないと、僕、そ

れを知らなかったとおっしゃるので、それはそれで1つ流しても結構なんです、その後です。芝さんが、8月にですね、この百条委員会に立ってはおるんですよ。実際に新町農道についてですね、あのときの書類かと。あのときの書類が、結局こういうことやったんかと。要するに、公文書が、実際にお金は出てないけども、出金がそこにきっちりヒットして、未処理金から出てるという状況は、副市長はそこまで、今の時点はどうか知りませんが、芝さんが、職員が百条に立つっていう時点でですね、ご認識を初めてなさったのかどうかということを確認させてください。

**藤井本委員長** 副市長。

**松山副市長** 申しわけないんですけど、冒頭に本当にお願いを申し上げたとおりです。私も非常にプレッシャーを感じながら、それでも百条委員会の調査が適正に進むように、精いっぱいのお答えをしております。その中で、今のご質問がですね、一体何を解明するために質問なさってるのかと。松山が当時、何か不適切な対応をしたんではないかということ、この場で糾弾をするような、あるいはそういった印象づけを与えるようなですね、これはインターネットで全世界に放送されてるわけですよ。それに対して、まさにそういった印象づけになるようなご質問をなさるといふことであれば、それについては、きちっと何を解明をしたいのかということをご明示いただいた上で、しっかりと明快な質問をしていただきたいとお願いを申し上げたいと思います。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 職員が、この問題が、その当時、百条と関係ないというふうに思われた状況かもしれませんが、後になって、この問題はどうも未処理金というところに関係あるのではないかというふうに思われましたかと聞いてるだけであって、それは、対応が悪かったとか、そんなこと言ってないんです。その後、その話については、あの契約書は、ただ単に書き損じなんかと、対応としては、その後、その当時は忙しかったからいうて、しっかり対応はしなかったけども、後になって芝課長が、こんな状況になってたのかということ、これは百条の問題ではなくてですね、百条よりも、職員が改めてこんな報告書っていうのをつくったんです。我々議員は、職員がここに巻き込まれてるのかどうかというところについては非常に心配するので、これは、何も副市長に対して厳しい問いをしているのではなくてですね、その後どういうケアをなさいましたかというところは、百条と全く関係ないわけではないと思うので、答えられる範囲で教えてください。そういうことです。

**松山副市長** 委員長がお認めになるのであればお答えいたしますが、先ほど申し上げたように、まずは、私も非常にプレッシャーを感じながら本日この場に出席をした上で、しかも、1時半から始まって、もうかれこれ何時間になりましたでしょうか、という長時間、委員の皆様方はそれぞれご質問なさいますが、私は1人でずっと説明し続けているわけです。その中で、今のご質問は、何に、一体何を解明しようとなさっているのかというところが非常に疑問ではございます。もともと本当に誠実にお答えをしていると申し上げてる中でですね、例えば1つの可能性として、例えば書き損じの対応ということで、こういったことをつくるという可能性もあったんではないかと当時は思いましたということ、これを述べただけで、そんなことは断

定はしておりません。1つの可能性として申し上げただけです。

それから、芝さんに、忙しいから帰って、相手しやへんと、そんな、私は自分の職責からして、職員に対して不誠実な対応をしたということも、そういった説明も申し上げていない。それから、後日、これは本当に後日です。これは、百条委員会の権限でもってでない、なかなか強制力を持ってですね、市役所外の人に来ていただいて、いろんな事実関係を調査するっていうのは、これは権限上、やはり難しいと思います。そのことにつきましては、1つ目の質問のときに、西井副委員長におかれましても、いやいや、市と一緒になんかできないよと、百条は百条の権限でしか調査できないから、全面的に協力するんだらうとおっしゃいましたが、そのとおりだと存じます。その中で、芝職員をはじめ、関係の市民の皆さんに来ていただいて質問なさる際にですね、事前に百条委員会は、こういった証人尋問でこの質問しますよということは、これは公開なさってませんよね。結果しかわかりません。しかも、私も、申しわけありませんが、日々多忙にしておりますので、必ず中継を最初から最後まで見ているということではなく、関係の回の内容については、後日、議事録を確認する等しておりますし、もちろん、このときにこんなクライマックスが来るよなんて話は、それは、副市長の立場をもってしても、百条委員会のお調べなさってる内容は、そこまでわかるものではございません。その中で川村委員が私に対しておっしゃってることというのは、なかなかそれは、さすが、確かに、全てのことが今事実としてわかっております中で振り返ってみるとですね、ほかの対応もあったかもしれないというのは、あくまで感想としてはございますが、ただそこは、委員のご主張といいますか、ご質問は、ある意味無理筋というものではないかと私は考えております。したがって、当時は当方で、私、そんなに不適切な対応をしたとは思っておりませんし、後々に、今この百条委員会でお調べになっている1つの管理方法についての重要な案件っていうか、証拠につながるものであったということは、今にしてわかる話であって、ただ、これもですね、そもそもこのことが公金でなければ、もし、どなたかのポケットマネーであれば、この管理方法については、公金、このお金の出し入れについては、これはどんな罪になるかというのはわかりませんが、いずれにしても公印が押された文書が何らかの形で使用されていたということであれば、ここは一定刑法上の何らかの罪が成立する、あるんじゃないかということについては、それはそうであろうということで、関連してお調べになっていることは実際わかりますけども、そういったことでございまして、誠実にお答えできることは全てお答えをしておりますので、委員におかれましても、そのあたりを十分ご理解賜りたいと存じます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 十分に理解をしています。というのはね、これは、百条委員会に協力をしていく、行政とこの議会の一番、1億8,000万円っていうお金がですね、これから解明していく中で、いろんな事象が起こってきてるんです。職員がこんなことに巻き込まれてたとかということも、そのときそのときにこんなことが起こったっていうことがわかるんですよ。そんな中でね、副市長の対応どうやったんかじゃなくてですね、そういうことではなくて、これは、1つの百条委員会の解明の中に、彼は非常に、後で聞くと、物すごい心痛であったと。非常に職員と

して血相を変えてきた内容が、やっぱりそれなりに重い重い、彼にとっては大変な状況の中にですね、これを優しく手を差し伸べてですね、聞いてあげて、どないなってるのやということによって、1つずつですね、その聞いたことが百条に、実際にどれだけの効果があるかっていうのはわかりませんよ。でもね、彼は、やっぱり勇気を出してそういった報告書を出してきたことによって、1つの、我々も解明の一助、前へ進んでいくわけですよ。だから、今、どうしてしなかったんですかって言ってるんじゃないんですよ。その彼の思いというのを、何かこう、彼がせっかく報告書を書いてこれたことに対して、彼は書かんとあかんっていう決断をしたのか、誰かに言われて言うたのか、そんなんわかりません。そやけど、書いた事実は書いた事実なんですよ。これによって我々も一歩、1つ前へ行けたんですよ。だから、そこの協力についてどうでしたかという、きつく聞こえたかもしれませんが、これは、やっぱり行政が、行政とともに議会が百条委員会を一步ずつ進めるための1つの方法やったと思うので、その対応についてお聞きしたまでです。何も副市長に、何をやってっていうような罪を問うとか、そういうことを言ってない。どういう対応をされましたかって聞いているだけであって、いきなり、相談はアポイントメント制とか、いろいろ言われるわ、忙しいんです、忙しい、当然みんな忙しいですよ。忙しい中に、やっぱりその相談があったということのその事実に対して、どういうふうに対応されましたかって聞くのは、どんなに副市長を傷つけたんか知りませんが、私はそういう意味で質問をさせていただきました。

以上です。もう答弁は結構です。

**松山副市長** すいません。答弁ではないんですけど、また再びお述べになった中にですね、いろんな、忙しいのはみんな忙しいとかですね、私も忙しいから追い返したと、そんな単純な説明はしてないんです。答弁長くなって申しわけないですけど、これは、本当に日々起こる通常の行政活動の中で全て起こってるわけです。そこを、この百条委員会の委員の皆さんに正確にわかっていたくために状況説明しているわけです。当時はアポイントが詰まっていたと。その中で私も本当に困ったなという中で、それでもというんでお話は聞いたんですけども、結果、そんな十分な時間をとって聞いたわけではありませんということ、これは何回もここでお答えをしているわけですから、それはもうそのまま受け取っていただきたいと。いろんな形容詞をつけたり、変に要約をして、マルでしたね、ペケでしたねという話ではないと思います。基本的には、職員のためにできるだけのことをしようと思って、これまで3年余り頑張ってきたつもりでおりますが、それに対して委員がどのようなご印象をご理解をされるか、これは委員のご自身のご判断だと思いますが、そういったことでよろしくご理解を賜りたいと思います。

**藤井本委員長** 今回ですね、説明を求めておりますのは、この契約書を発見したと。発見して、それを副市長に報告したと。報告をしたその件に関してということでございます。副市長がおっしゃってるのは、それは的確にお答えをいただいたと。ただ百条委員会としてはですね、それ以降進める中でいろんなことがわかってきたと。これは百条委員会の中でということで、今回、説明部分から説明を求めているというですね、範囲からちょっと出ている、先に行っ

てると。求めていたのは、この発見された時点のことということでございましたので、副市長としてはそれを主張されているのであろうというふうに思います。

ただ、川村委員の質問もですね、副市長が不適切なというようなことは、ここにいる委員、誰もそういうふうには受けとめておりませんのでですね、委員長として、そういうふうにもし受けとめられたのであれば、それはそうではないということを申し上げたいというふうに思います。

その他ございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** 最後というか、さっき聞いたらよかったんですけど、さっき副市長、公印の問題言うていただいて、ありがとうございますと思って座ったんですけど、何がどう変わったんかっていうのがちょっとわからなくて、何があかんくて、こういう指示をして、こうよくなったというのを、ちょっと簡単に言っていただいたら助かります。

**松山副市長** まず公印自体は、当然、公印使用簿というのがございますが、1つはですね、様式の中で、きちっと確認しましたよと管理責任者が印鑑を押す欄がきちっとつく……。すいません、たしかね、當麻庁舎側でしたかね、きちっとつくっていない使用簿について、ちゃんと欄を設けたと。欄を設けてもきちっと運用しないと意味がありませんので、それは、1件1件ちゃんと確認して押すようにということの厳格化を図ったということでございます。したがって、申しわけありませんが、残念ながら、そういった意味でも、これ、百条委員会の方でも、その公印使用簿については資料請求なさってお調べいただいたと思いますけど、使用簿からは、どういったいきさつで當麻庁舎側の公印が施行されてしまったのかっていうのは、多分、当時は判明できなかったと思いますけども、徹底したのは、逆に、不正使用がないように、やり方をちゃんと決めたルールをきちっとやり遂げましょうということと、様式を多少工夫して、確認した人がちゃんと判こを押せるように、一番右端にもう一つ欄をつくりましたということでございます。

**藤井本委員長** よろしいか。

**杉本委員** はい。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようでしたら、以上で松山副市長に対する……。

**西川委員** 終わるのか、これで。

**藤井本委員長** いやいや、次、まだ、そうですよ。委員外議員とかはありますけども。

**西川委員** 1つだけ。全然関係ないけど。

これは、ほんまに説明員というか、このことで、先ほどからずっと聞いてたら、表現の仕方が難しいと。公金とも言えへんし、そうか言うて、旧新庄町時代のお金やろうと。そういうふうな判断をしたから、歳計外現金で預かってもええやろうというふうな判断をされたと。ほぼ公金やろうという市長の、証人で来ていただいたときの印象もそうやし、今聞かせていただいた松山副市長の印象も、僕はそういうふうには受け取るんですが、今の契約書、にせの

契約書みたいなものをもとにですね、そこからお金が支出されてるんです。それで、このお金が支出されたことについて、これは百条委員会が最終的に判断することやとは思いますが、これも、これは、行政側、副市長は、31日までか、30日までやということやろうけれども、ちょっとお考えをお聞きしときたいのは、やっぱりこれは、今まで使われてしもうたお金、これはやっぱり、どんな努力しても、やっぱり市に返してもらわんなんというふうな、返すというか、それはどう言うか、やっぱり市で調べてでも返還をしていってもらわなあかんの違うかなというふうなことをお思いですかね。ちょっとそこら、答えにくいかもわかりませんが、市の方と、行政側としては、これ、もう既に使われてるお金は、やっぱり百条だけに任すんじゃないかというお考えですかね。やっぱり取り戻しとかなあかんというふうには思いですかね。ちょっと答えにくいかどうかかわらんけれども。

**松山副市長** 私の進退にかかわる、公表してないことをおっしゃいましたので、あれなんです、私も、この件については、やはり市政の副市長として、市政運営の重責を担わせていただいている中で、当然、いろんなことは思いたすわけでございます。最終的には、やはり市長のお考えになってくるかとは存じますけども、まずは一刻も早く、このこと、この1億8,100にながしがですね、この金員が、まずは新庄町、葛城市として公金で受け入れていいものかどうか。これについては、先ほどから申し上げてますように、百条委員会の権能でもっての調査をなさってるところに全面的に協力しながら、必死に解明してまいりたいと存じます。これは、本当に百条委員会が発足なさった際にですね、2つ目と3つ目の項目をどうして入れられたかっていうことについてでありますので、私が意見を申し上げるのは差し出がましいと存じますが、公金であるという認定がなされた暁には、それと並行してお調べいただきます、その使い方の中でですね、それが本来公金であったときには、その支出はしていたのかという観点から、やっぱり支出の適正性ということについては、これは確認せねばならないと思っております。ひょっとして、これ以上は本当に越権というか、失礼な申し上げ方をするかもしれませんが、一方では、百条委員会で並行してお調べになってること自体はですね、使われ方が、公金あるいは公金に準じた使われ方してるんであろうということであればですね、それにつきましても、1つ目の発生経緯とあわせて、公金であるということを確認する1つの状況証拠にはなろうかということでお調べいただいているんであればですね、今並行して調べられているということ自体は、非常に重要なことをなさっていると存じますし、そのことについても、その成果をですね、お調べいただきましたら、それは、必要な対応は考えないといけないと思っておりますが、繰り返しになりますけど、現時点では公金認定がされていない以上、その使われ方の部分についてですね、それを云々かんぬんはここで申し上げられないと。公金であることが確定した暁には、その使用の内容について、それがもともと公金であるならば、支出が許されたものではあったかどうかということについては、きちっともう一度、百条委員会でお調べいただいた事実をもとに、行政としてもう1回判定をした上で、場合によったら必要な措置は講じる必要があるんじゃないかと。そういった順番になろうかと思っております。私見でございます。

**藤井本委員長** 西川委員、よろしいか。

西川委員 よろしいです。

藤井本委員長 副市長に対する質問、終わりたいと思いますが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

藤井本委員長 それではですね、以上で松山副市長に対する質問を終了いたします。

本日の調査案件は以上であります。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

藤井本委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

それではですね、松山副市長、今回説明員として2時間以上、2時間半以上ですね、説明をきちっといただいたかというふうに思います。その説明に基づいて、百条委員会として、最後に私見としてということで述べられましたけども、早く解決に向けて、これから協議をしてみたいというふうに思っております。本日、本当にお忙しい中ありがとうございました。

これをもって、旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時21分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

藤井本 浩